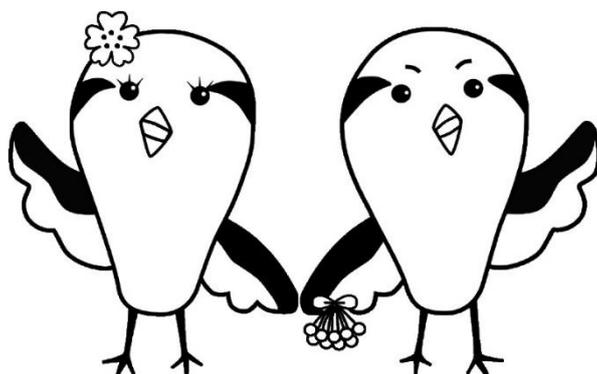


# 浦幌町障がい者計画

第3期計画《令和3年度～令和8年度》

# 浦幌町障がい福祉計画

第6期計画《令和3年度～令和5年度》



浦 幌 町

令和3年3月



## はじめに

我が国では、全ての国民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目的に、「障害者基本法」を定め、障がい者の自立及び社会参加の支援等のための施策を進めているところです。

また、障害者基本法の基本的な理念にのっとり、障がい者及び障がい児が、基本的人権を享有する個人として尊厳ある生活を営むことができるよう、平成25年4月に「障害者自立支援法」を改正し、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（通称名「障害者総合支援法」）」を施行しました。

このような状況を踏まえ、本町においても、障がいの有無にかかわらず、誰もが安心して暮らすことのできる地域社会の実現を目指すため、「浦幌町障がい者計画（第3期計画：令和3年度～令和8年度）」及び「浦幌町障がい福祉計画（第6期計画：令和3年度～令和5年度）」を策定いたしました。

本計画の推進にあたっては、ニーズの把握や関係機関等との連携を図り、基本理念に掲げた「障がいに理解のある 地域で創る 安心なまちづくり」を実現させるため、障がいについての知識や理解を広げ、地域が一丸となって雇用や交流の推進に取り組み、サービスや相談体制の充実した安心で暮らしやすいまちづくりを目指してまいります。

結びに、本計画の策定にあたり、貴重なご意見をいただきました浦幌町障害福祉計画・障害者計画策定審議会の委員の皆様をはじめ、アンケート調査にご協力いただきました町民の皆様及び関係各位に心から感謝申し上げますとともに、本計画の実現のため、なお一層のご支援を賜りますよう、お願い申し上げます。

令和3年 3月

浦幌町長 水 澤 一 廣

# 目 次

第 1 章 計画策定の概要	- 1 -
I 計画策定の趣旨	- 1 -
II 計画の性格、法的位置づけ	- 2 -
(1) 障がい者計画と障がい福祉計画の性格、位置づけ	- 2 -
(2) 「障がい者（児）」の定義	- 3 -
III 計画の期間	- 4 -
IV 計画の策定	- 5 -
1 計画策定の体制	- 5 -
2 計画策定後の進捗管理	- 5 -
3 アンケート調査の実施	- 5 -
(1) 調査概要	- 5 -
(2) 調査結果	- 6 -
第 2 章 障がい者を取り巻く現状	- 21 -
I 障がい者数の現状	- 21 -
(1) 身体障がい者	- 22 -
(2) 知的障がい者	- 23 -
(3) 精神障がい者	- 24 -
II 障がい者関連事業所の現状	- 26 -
第 3 章 計画推進のための基本的な考え方	- 27 -
I 計画の基本理念	- 27 -
II 計画の基本方針	- 27 -
III 施策の体系	- 28 -
第 4 章 障がい保健福祉施策の展開	- 29 -
I 理解～「障がいについて学び、考え、理解するまちづくり」	- 29 -
1-1 広報・周知	- 29 -
1-2 意識啓発	- 29 -
II 地域～「地域のみんなで創る、充実した生活と社会参加の促進」	- 30 -
2-1 居場所づくり	- 30 -
2-2 雇用・就労	- 30 -
III 安心～「今も未来も安心できる、支援体制の強化」	- 31 -
3-1 相談体制	- 31 -
3-2 サービス・事業	- 31 -
3-3 児童・療育	- 32 -
3-4 生活環境	- 32 -

<b>第5章 指定障害福祉サービス（第6期障がい福祉計画）</b>	<b>...</b>	<b>- 33 -</b>
指定障害福祉サービスの見込量及び必要量確保のための方策	.....	- 33 -
(1) 居住系サービス	.....	- 33 -
(2) 日中活動系サービス	.....	- 34 -
(3) 訪問系サービス	.....	- 35 -
(4) 相談支援	.....	- 35 -
地域生活や一般就労への移行を進めるための方策	.....	- 36 -
(1) 施設入所者の地域生活への移行・地域生活の支援	.....	- 36 -
(2) 福祉施設から一般就労への移行の促進	.....	- 36 -
<b>第6章 障がい者地域生活支援事業（第6期障がい福祉計画）</b>	<b>.</b>	<b>- 37 -</b>
障がい者地域生活支援事業の見込量及び必要量確保のための方策	.....	- 37 -
(1) 相談支援事業	.....	- 37 -
(2) 意思疎通支援事業	.....	- 37 -
(3) 日常生活用具給付事業	.....	- 38 -
(4) 移動支援事業	.....	- 38 -
(5) 地域活動支援センター事業	.....	- 39 -
(6) その他の事業	.....	- 39 -
<b>第7章 障がい児福祉サービス（障がい児福祉計画）</b>	<b>.....</b>	<b>- 43 -</b>
障がい児福祉サービスの見込量及び必要量確保のための方策	.....	- 43 -
(1) 障がい児通所支援	.....	- 43 -
(2) 障がい児相談支援	.....	- 43 -
<b>第8章 総合的な推進体制</b>	<b>.....</b>	<b>- 44 -</b>
I 地域関係団体との連携体制	.....	- 44 -
II 地域における相談体制	.....	- 44 -
III サービス提供基盤の整備	.....	- 44 -
IV 発達障がいのある方・医療的ケアの必要な在宅の方への支援	.....	- 44 -
V 精神保健福祉・医療施策の充実	.....	- 45 -
VI 多様な人材の確保・養成及びサービスの質の向上	.....	- 45 -
<b>参 考 資 料</b>	<b>.....</b>	<b>- 46 -</b>

# 第1章 計画策定の概要

## I 計画策定の趣旨

浦幌町では、誰もが住み慣れた家庭や地域の中で共に支えあいながら安心して暮らすことのできる地域社会の実現を目指し、令和3年度から令和12年度までを計画期間として策定された「浦幌町第4期まちづくり計画」に基づき、「ノーマライゼーション」の理念のもとに、各種福祉施策を実施しています。

これまで国の社会保障制度は、めまぐるしい変革の中にあり、障がい者についても例外でなく、平成15年度から国の「社会福祉基礎構造改革」の一環として施行された「支援費制度」の導入、更には平成18年4月から支援費制度による障がい者サービスの急激な利用増加への対応として、「障害者自立支援法」が施行され、抜本的な改革がなされたとともに、各自治体に、障害福祉サービス等の見込み量と確保のための方策を内容とした「障がい福祉計画」の策定が定められました。

浦幌町ではこれまで、「障がい福祉計画」の第1期(平成18年度～平成20年度)から第5期(平成30年度～令和2年度)までを策定しています。また同計画と併せて、障害者基本法第11条第3項の規定に基づく、障がいのある方のための施策に関する基本的な事項を定める計画である「障がい者基本計画(障がい者計画)」(現行は第2期、平成27年度～令和2年度)を策定してきたところです。

この間、国は障害者権利条約の批准に必要な国内法の整備や障がい者福祉制度の改革を推進し、平成23年8月に障がい者の定義の見直しや障がいの有無にかかわらず人格と個性を尊重する共生社会の実現等を内容とした「障害者基本法」を改正、平成24年10月には障がい者への虐待の禁止や予防を内容とした「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援に関する法律(障害者虐待防止法)」を施行しました。また、平成25年4月には「障害者基本法」の趣旨を踏まえ、「障害者自立支援法」を改正し、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(障害者総合支援法)」を施行、平成28年4月には、障がいのある方が不当な差別を受けることがないように「合理的な配慮」を求めることを目的とした「障害者差別解消法」を施行する等障がい者福祉のための充実を進めているところです。

これらを踏まえ、障がい者施策に関する総合的かつ計画的な推進を目的とした障がい者計画(第3期(令和3年度～令和8年度))及び今後3年間の事業量を想定した障がい福祉計画(第6期(令和3年度～令和5年度))を福祉関係団体・有識者等からなる「浦幌町障害福祉計画・障害者計画策定審議会」や、当事者、一般町民の方からのご意見とご提言を踏まえて、国の定める「基本方針」に即して策定するものです。

## Ⅱ 計画の性格、法的位置づけ

### (1) 障がい者計画と障がい福祉計画の性格、位置づけ

【障がい者計画】⇒障害者基本法第11条第3項

市町村は、障害者基本計画及び都道府県障害者計画を基本とするとともに、当該市町村における障害者の状況等を踏まえ、当該市町村における障害者のための施策に関する基本的な計画（以下「市町村障害者計画」という。）を策定しなければならない。

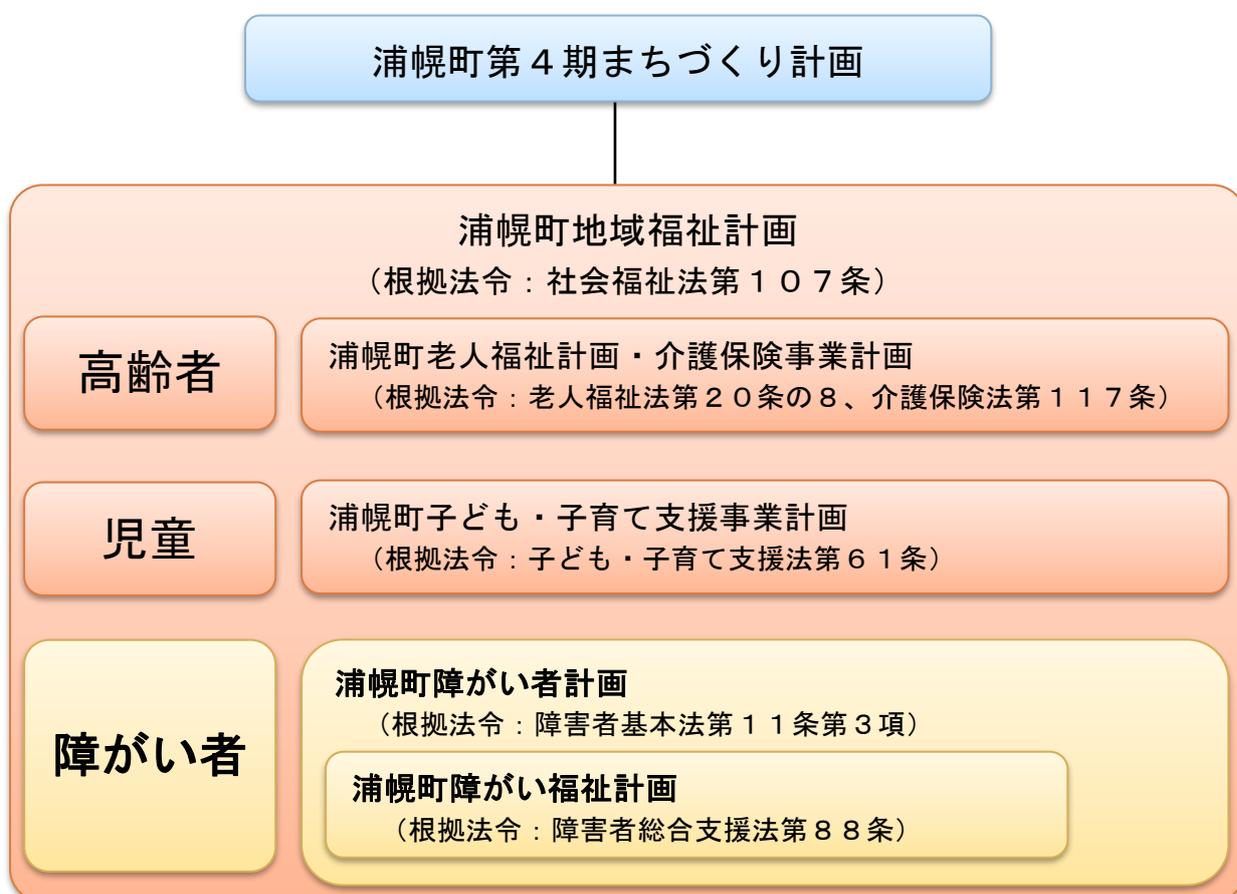
【障がい福祉計画】⇒障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）第88条

市町村は、基本指針に即して、障害福祉サービスの提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害福祉計画」という。）を定めるものとする。

【障がい児福祉計画】⇒児童福祉法第33条の20

市町村は、基本指針に即して、障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保その他障害児通所支援及び障害児相談支援の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害児福祉計画」という。）を定めるものとする。

※障がい福祉計画と一体的に作成することができるものとされている。



## (2)「障がい者（児）」の定義

この計画において障がい者（児）の定義については、原則として下記各法制度によるものです。

### ○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）

第四条 この法律において「障害者」とは、身体障害者福祉法第四条に規定する身体障害者、知的障害者福祉法にいう知的障害者のうち十八歳以上である者及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第五条に規定する精神障害者（発達障害者支援法（平成十六年法律第百六十七号）第二条第二項に規定する発達障害者を含み、知的障害者福祉法にいう知的障害者を除く。以下「精神障害者」という。）のうち十八歳以上である者並びに治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって政令で定めるものによる障害の程度が厚生労働大臣が定める程度である者であって十八歳以上であるものをいう。

2 この法律において「障害児」とは、児童福祉法第四条第二項に規定する障害児をいう。

### ○身体障害者福祉法

第四条 この法律において、「身体障害者」とは、別表に掲げる身体上の障害がある十八歳以上の者であって、都道府県知事から身体障害者手帳の交付を受けたものをいう。

### ○知的障害者福祉法

※定義についての条項はない。

「知的機能の障害が発達期（おおむね 18 歳まで）にあらわれ、日常生活に支障が生じているため、何らかの特別の援助を必要とする状態にあるもの」（平成 12 年厚生労働省「知的障害児（者）基礎調査」における定義）

### ○精神保健及び精神障害者福祉に関する法律

第五条 この法律で「精神障害者」とは、統合失調症、精神作用物質による急性中毒又はその依存症、知的障害、精神病質その他の精神疾患を有する者をいう。

### ○児童福祉法

第四条第二項 この法律で、障害児とは、身体に障害のある児童、知的障害のある児童、精神に障害のある児童（発達障害者支援法（平成十六年法律第百六十七号）第二条第二項に規定する発達障害児を含む。）又は治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第四条第一項の政令で定めるものによる障害の程度が同項の厚生労働大臣が定める程度である児童をいう。

### Ⅲ 計画の期間

障がい者計画の第2期計画、障がい福祉計画の第5期計画が、令和2年度で終了となります。両計画とも令和3年度から施行され、障がい者計画の第3期計画が令和8年度までの6年間、障がい福祉計画の第6期計画が令和5年度までの3年間となります。

平成 30年度	令和 元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	
浦幌町第3期まちづくり計画 (平成23年度～令和2年度)		浦幌町第4期まちづくり計画 (令和3年度～令和12年度)							
浦幌町地域福祉計画 ＜第3期＞ (平成29年度～令和3年度)									
浦幌町老人福祉計画 浦幌町介護保険事業計画 ＜第7期＞ (平成30年度～令和2年度)		浦幌町老人福祉計画 浦幌町介護保険事業計画 ＜第8期＞ (令和3年度～令和5年度)							
浦幌町障がい者計画 ＜第2期＞ (平成27年度～令和2年度)		浦幌町障がい者計画 ＜第3期＞ (令和3年度～令和8年度)							
浦幌町障がい福祉計画 ＜第5期＞ (平成30年度～令和2年度)		浦幌町障がい福祉計画 ＜第6期＞ (令和3年度～令和5年度)							
浦幌町子ども・子育て 支援事業計画 ＜第1期＞ (平成27年度～ 令和元年度)		浦幌町子ども・子育て支援事業計画 ＜第2期＞ (令和2年度～令和6年度)							
平成 30年度	令和 元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	

## IV 計画の策定

### 1 計画策定の体制

この計画策定にあたり、福祉団体関係者等を委員とする「浦幌町障害福祉計画・障害者計画策定審議会」を設置し、これまでの事業の取り組みや実績状況、課題等に対して意見交換をして計画策定の検討を行いました。

### 2 計画策定後の進捗管理

本計画を効率的・計画的に推進していくために、国の基本指針（障害者総合支援法第88条の2）に基づき、PDCAサイクルを取り入れ、「浦幌町地域自立支援協議会」で本計画の進捗状況等を定期的に把握し、分析・評価の上、必要に応じて計画の変更などの対応を講じるとともに、次期計画策定に向けた検討を行います。

### 3 アンケート調査の実施

#### (1) 調査概要

令和3年度からの本計画策定に向けて、町民の障がい福祉に関する制度等の認知度や満足度、今後の障がい福祉施策に関するニーズを把握することを目的として、アンケート調査を実施しました。

対象者	おとな用	浦幌町内に居住している方（施設等入所者を除く）で、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳又は自立支援医療（精神通院）受給者証をお持ちの18歳以上の方
	子ども用	浦幌町内に居住している方（施設等入所者を除く）で、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳又は自立支援医療（精神通院）受給者証をお持ちの18歳未満の方
	特別支援学級用	浦幌町内の小中学校の特別支援学級に所属している児童生徒
	くれよん広場用	くれよん広場に通所している児童生徒
調査基準日	令和2年7月1日	
調査期間	令和2年7月30日～8月11日	
調査方法	上記調査対象者あて郵送し、返信用封筒にて回答	

## (2) 調査結果

### 【配付・回答状況】

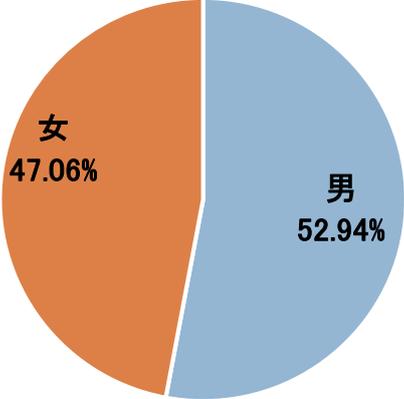
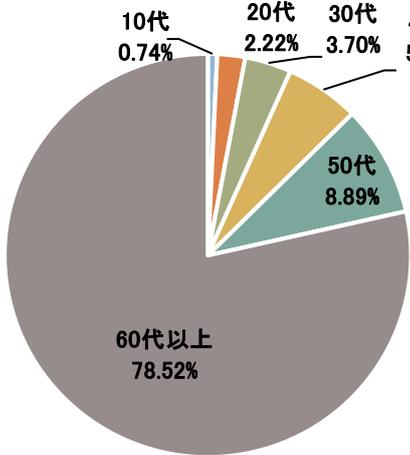
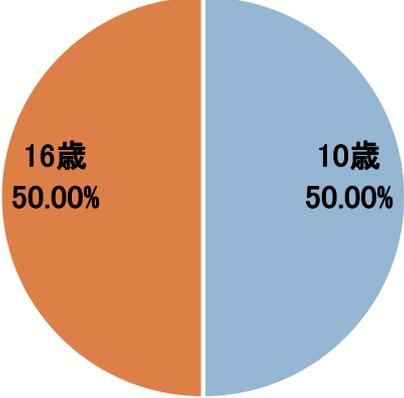
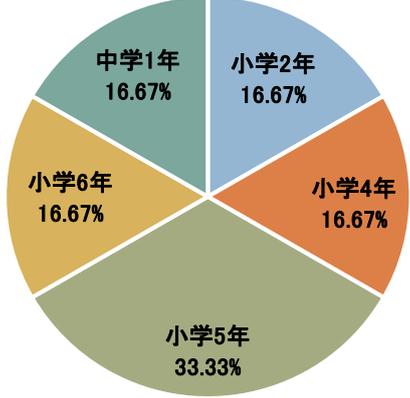
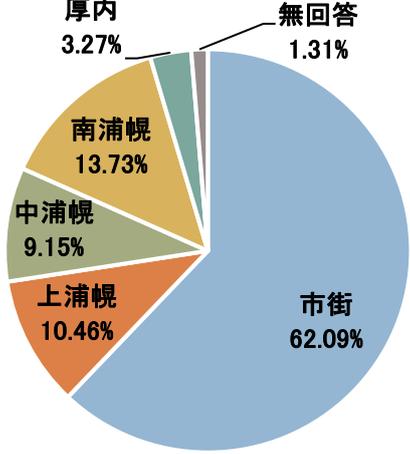
	おとな用	こども用	特別支援学級用	くれよん広場用	合 計
配付数	272	7	24	32	335
回答数	135	2	6	10	153
回答率	49.63%	28.57%	25.00%	31.25%	45.67%

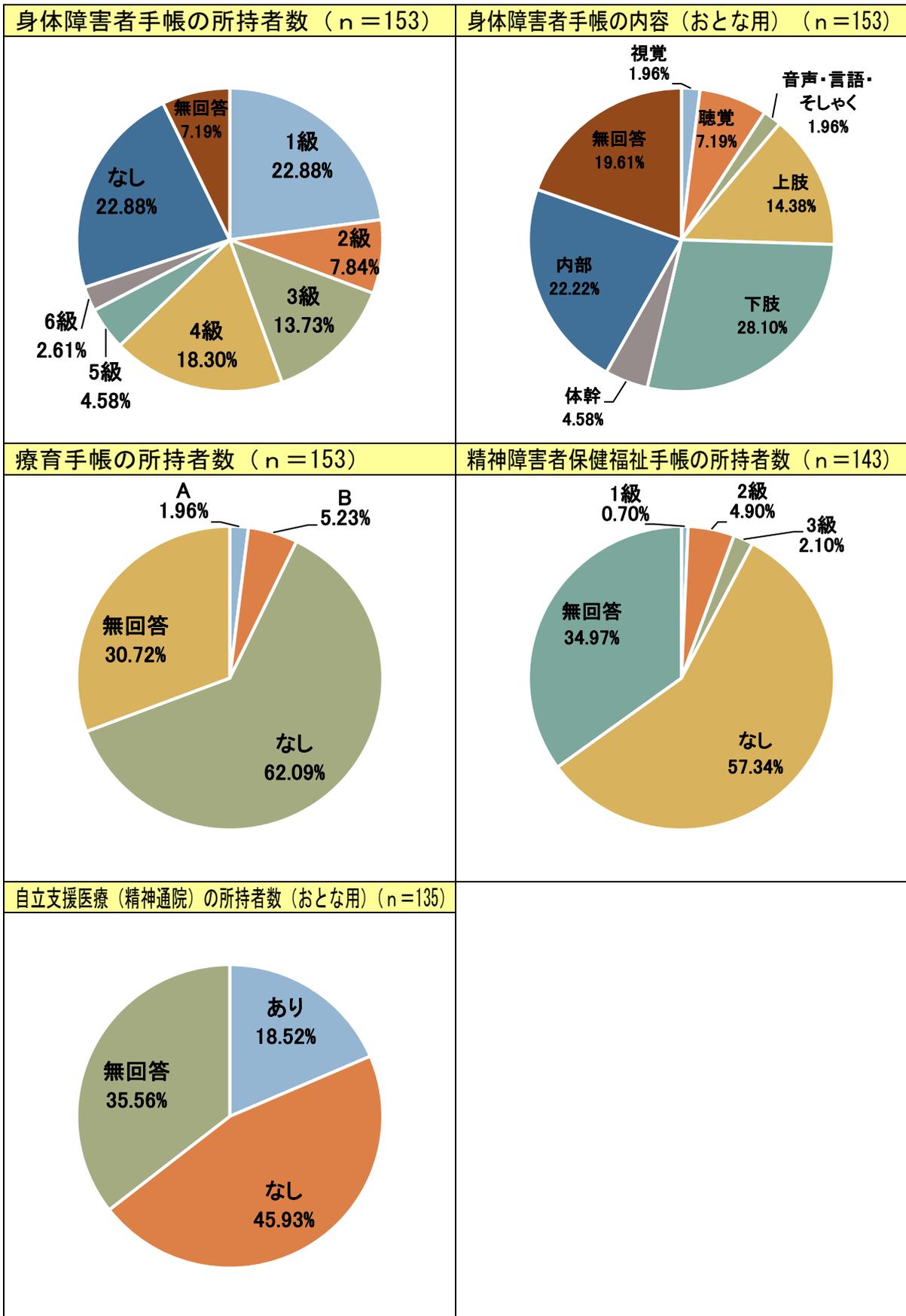
### 【調査結果の見方】

- ・この調査結果は、実際のアンケート調査の一部を抜粋して記載しています。
- ・調査結果の図表は、原則として回答者の構成比（百分率）で表現しています。
- ・「n」は「Number of case」の略で、構成比算出の母数（回答のあった数）を示しています。
- ・百分率による集計では、回答数を100%として算出し、本文及び図表の数字に関してはすべて小数第3位以下を四捨五入し、小数第2位までを表記しています。このため、すべての割合の合計が、100%にならないことがあります。
- ・「無回答」は「アンケート用紙の提出があったが、回答が無記入であったもの」を示しています。
- ・図表の記載にあたり、調査票の設問文、グラフ及び文章中の選択肢を一部簡略化している場合があります。
- ・「その他記載事項」については、実際にアンケート用紙に記載のあったとおり表記しています。

【アンケート回答内容（抜粋）】

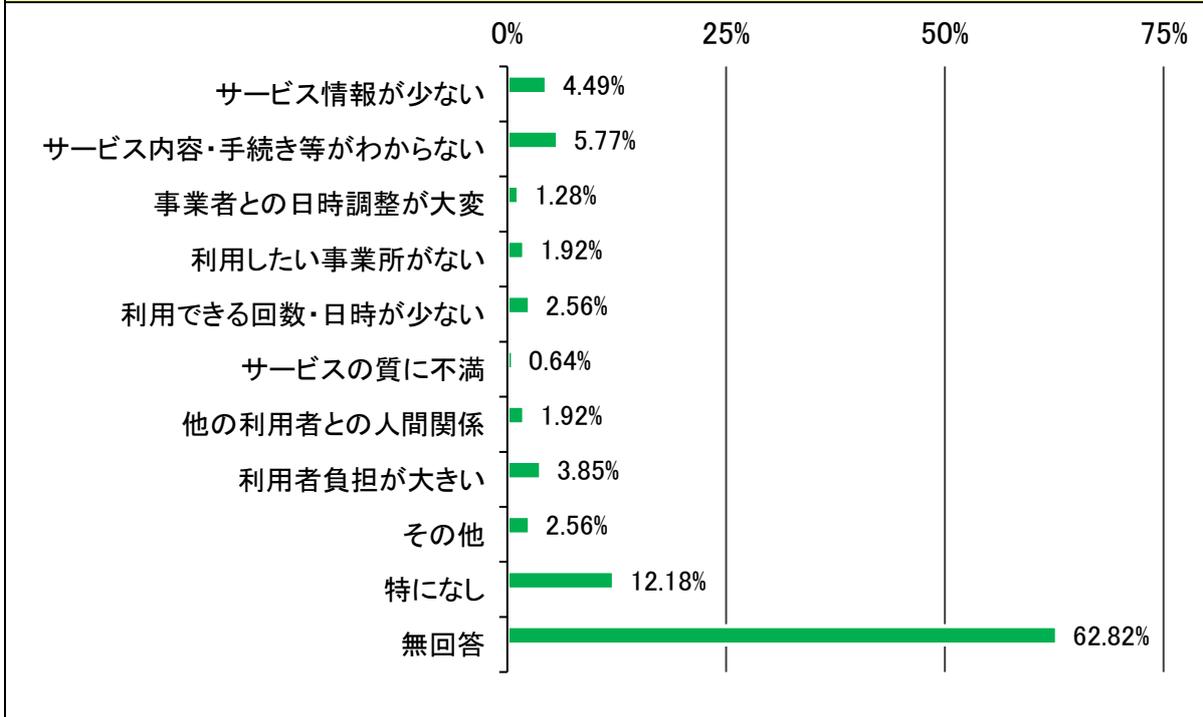
◆◆◆回答者について◆◆◆

<p>性別（n=153）</p>	<p>年齢（おとな用）（n=135）</p>
 <p>女 47.06%</p> <p>男 52.94%</p>	 <p>10代 0.74%</p> <p>20代 2.22%</p> <p>30代 3.70%</p> <p>40代 5.93%</p> <p>50代 8.89%</p> <p>60代以上 78.52%</p>
<p>年齢（こども用）（n=2）</p>	<p>学年（特別支援学級用）（n=6）</p>
 <p>16歳 50.00%</p> <p>10歳 50.00%</p>	 <p>小学2年 16.67%</p> <p>小学4年 16.67%</p> <p>小学5年 33.33%</p> <p>小学6年 16.67%</p> <p>中学1年 16.67%</p>
<p>年齢（くれよん広場用）（n=10）</p>	<p>住所（n=153）</p>
 <p>7歳 10.00%</p> <p>10歳 20.00%</p> <p>11歳 10.00%</p> <p>12歳 20.00%</p> <p>その他 30.00%</p> <p>無回答 10.00%</p>	 <p>厚内 3.27%</p> <p>南浦幌 13.73%</p> <p>中浦幌 9.15%</p> <p>上浦幌 10.46%</p> <p>市街 62.09%</p> <p>無回答 1.31%</p>



◆◆◆サービスについて◆◆◆

◎サービスを利用する上で困っていること (n=156)

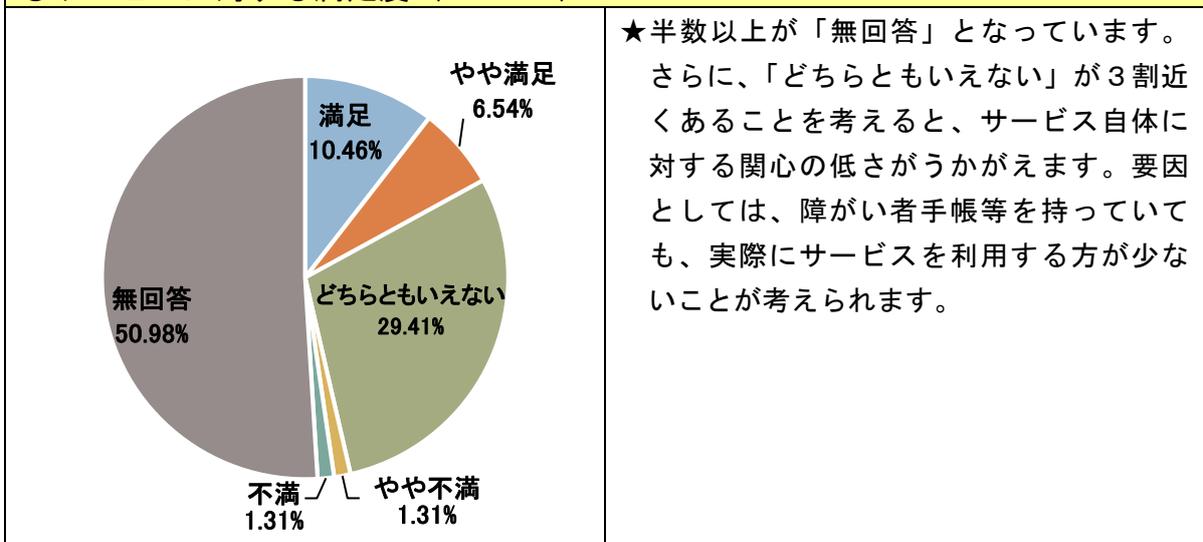


その他記載事項

- 十勝管内広く探しました。当初（10年位前）大変でした。
- 特に困る事は、私には長女で障害者がおります。現在は音更町のグループホームにありますが、帰って来た時にお世話をしやれなくて困っています。（トイレ・風呂）ベッドに寝かせたり起こしたりが大変で近頃は連れて来れません。お助けしてくださる方が、上の方にいてくだされば助かります。
- 帯広の施設に入所している。

★「無回答」、「特になし」を除くと、「サービス内容・手続き等がわからない」、「サービス情報が少ない」といった情報が少ないことが困っている要因の一つと考えられます。

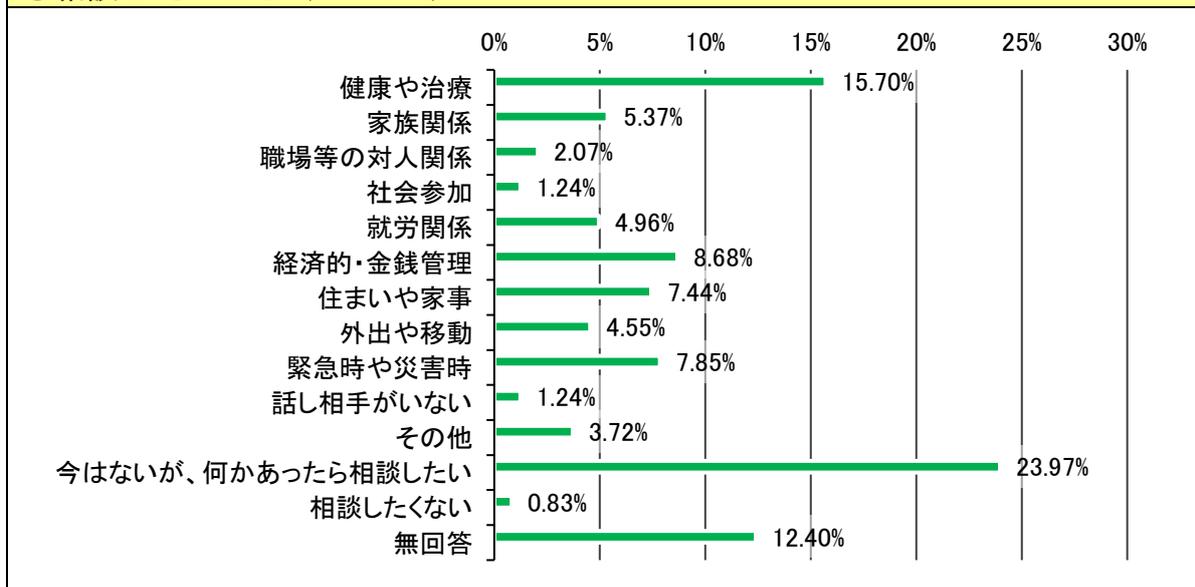
◎サービスに対する満足度 (n=153)



★半数以上が「無回答」となっています。さらに、「どちらともいえない」が3割近くあることを考えると、サービス自体に対する関心の低さがうかがえます。要因としては、障がい者手帳等を持っていても、実際にサービスを利用する方が少ないことが考えられます。

◆◆◆相談について◆◆◆

◎相談したいこと (n=242)

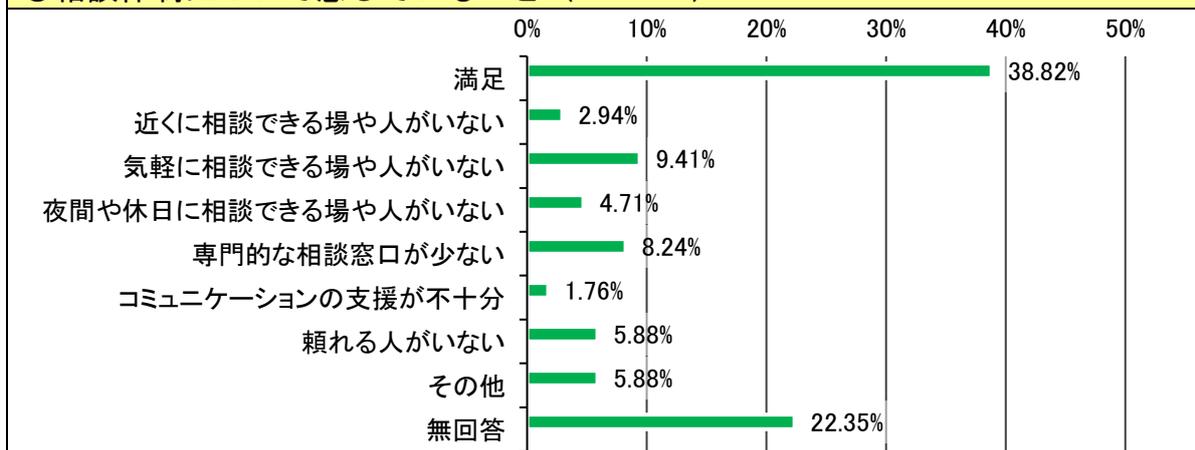


その他記載事項

- 認知症
- 将来のこと
- 半壊の家の処分について
- 帯広市の病院へ自分で運転し通院しているが、運転ができなくなった時が心配。自分の病気は町立病院では対処できないため

★最も多い意見が「今はないが、何かあったら相談したい」、次いで「健康や治療」、「経済的・金銭管理」、「緊急時や災害時」となっております。今の時点では特段相談したいことがなくても、「何かあったときに不安だ」という意見が多いと考えます。

◎相談体制について感じていること (n=170)



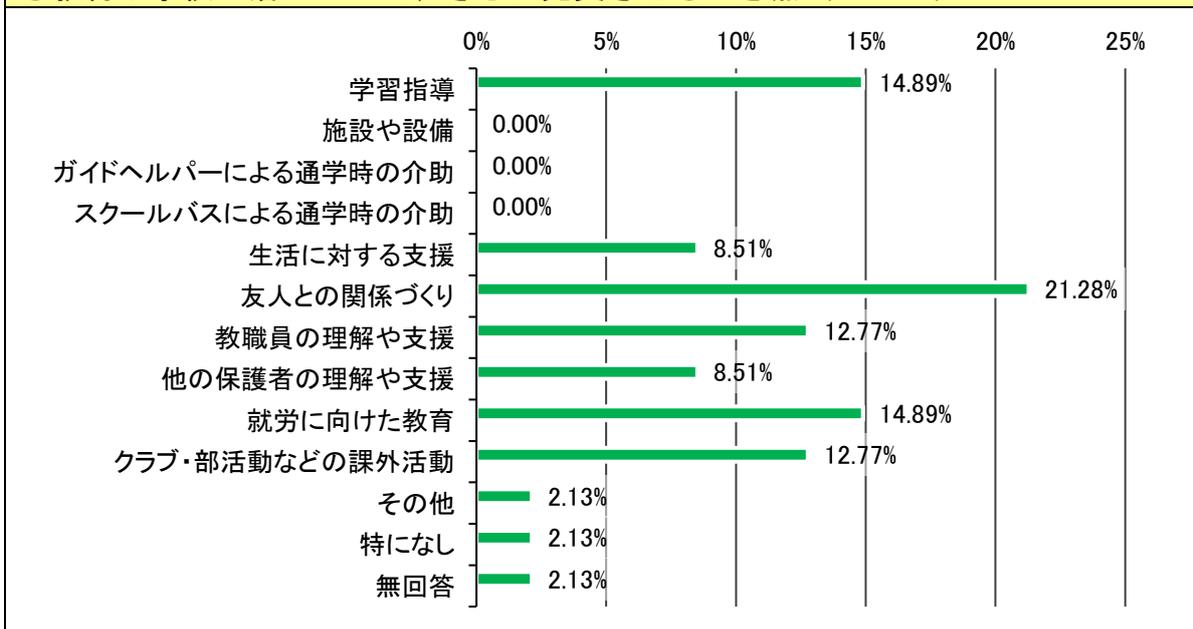
その他記載事項

- 近くに友人が欲しい
- 今は相談することないので
- となり、同志が遠すぎる事
- コロナの流行で相談できる状態でない

★「気軽に相談できる場や人がいない」、「専門的な相談窓口が少ない」といった意見が比較的多く、気軽さや専門性の高さが相談窓口に求められていると考えられます。

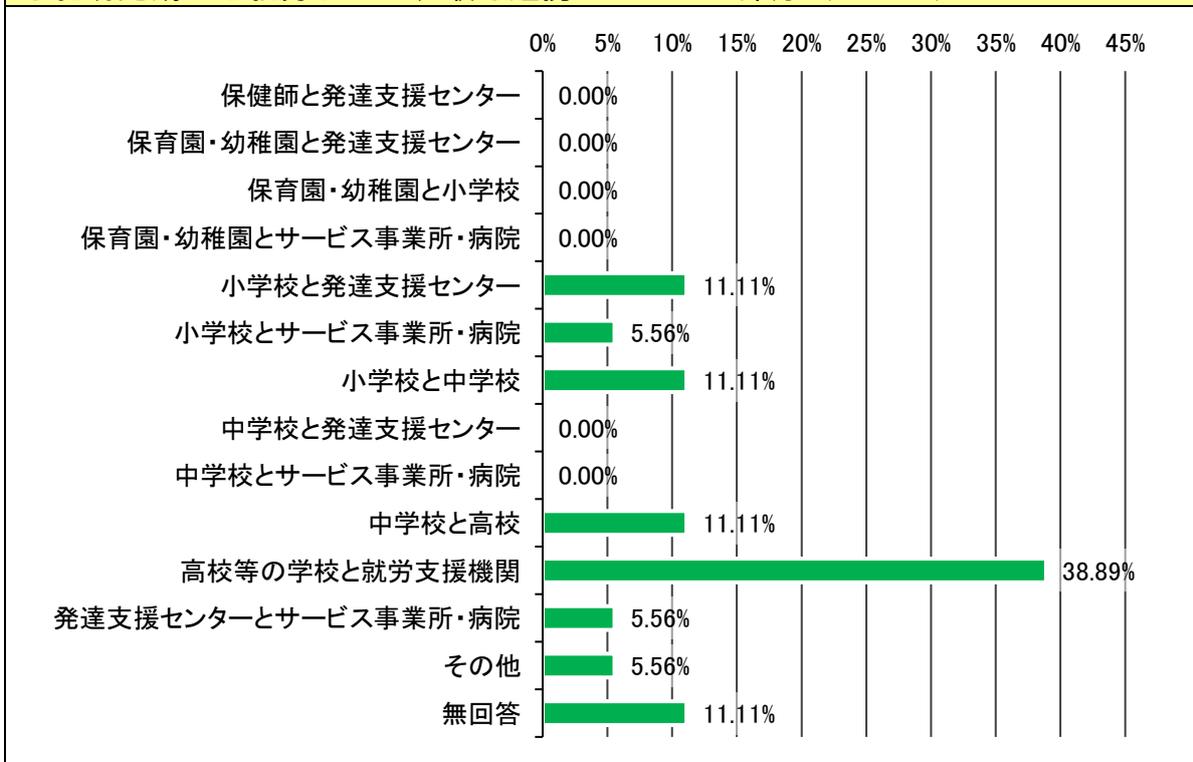
◆◆◆児童への支援について(こども用, 特別支援学級用, くれよん広場用)◆◆◆

◎教育や学校生活について、さらに充実させるべき点 (n=47)



★「友人との関係づくり」が最も多かったことから、障がいの特性を理解してもらえ人間関係づくりが必要と考えられます。また、次いで「学習指導」や「就労に向けた教育」が多く、本人の能力向上に関する指導・教育も求められています。

◎乳幼児期から就労までで、最も連携してほしい部分 (n=18)

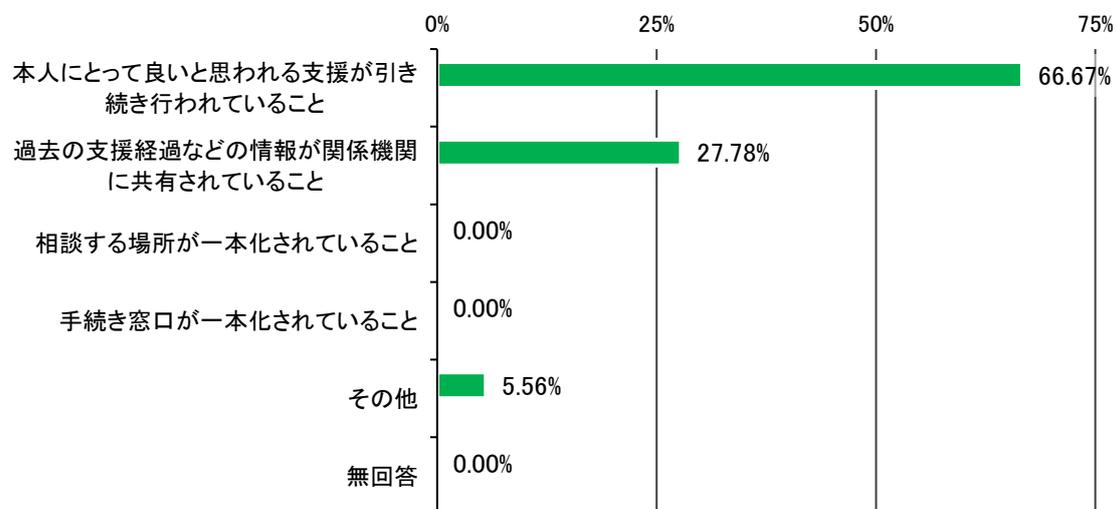


その他記載事項

○ぜんぶ

★最も多いのが「高校等の学校と就労支援機関」とあり、高校卒業後の就労に対する不安が大きいことが推測されます。

◎保健・福祉・教育との連携で一番望むこと（n=18）



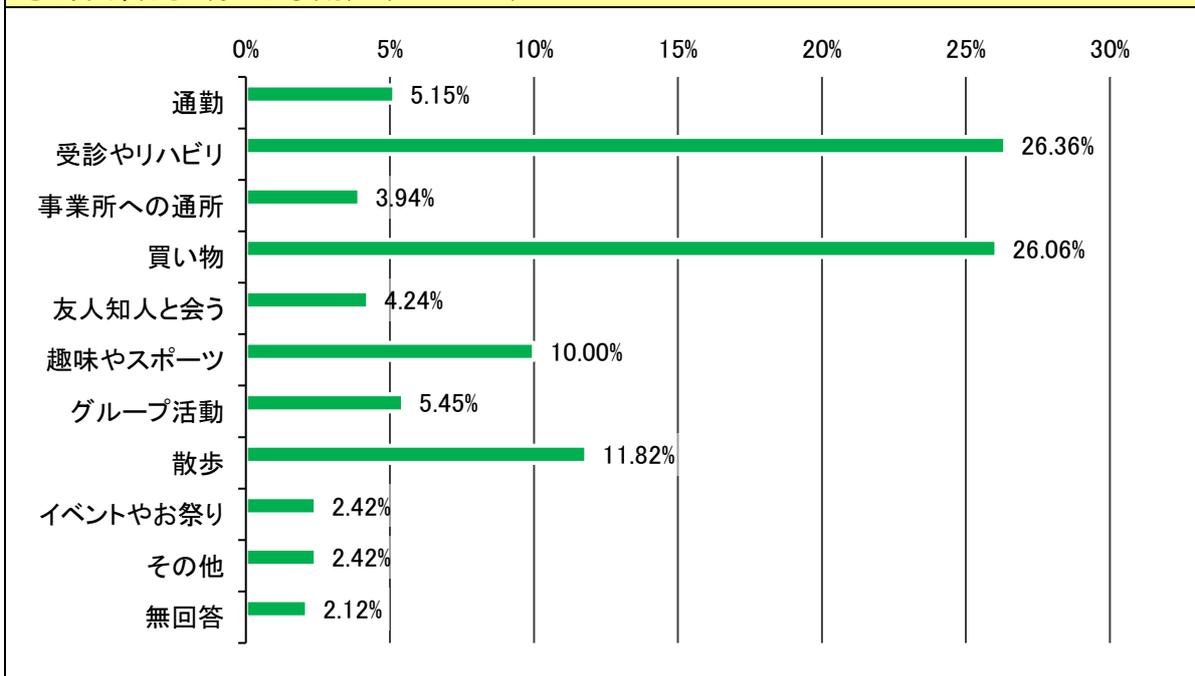
その他記載事項

○ことばの教室が無い事と、ことばの教室での教員がいない事

★「本人にとって良いと思われる支援が引き続き行われていること」が約67%であり、支援の質と継続が求められています。

◆◆◆外出について◆◆◆

◎外出目的（おとな用）（n=330）

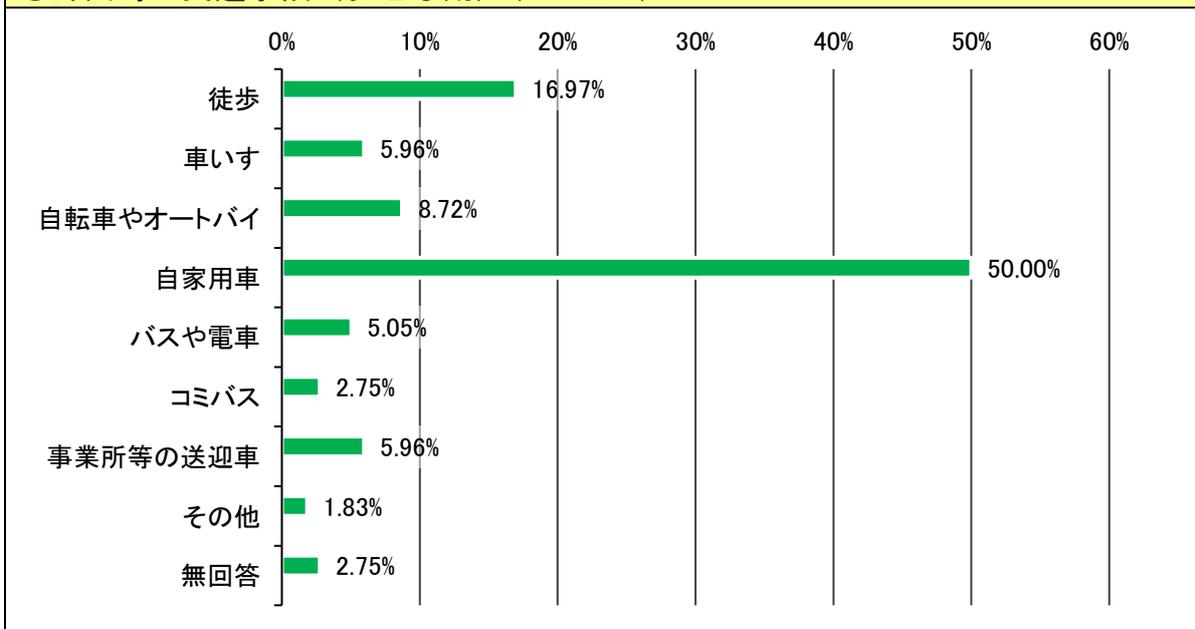


その他記載事項

- 通学
- 外食
- 家族の家に帰省
- 寝たきりで無理です

★「受診やリハビリ」が最も多く、通院が必要な人が多いことが考えられます。また、次いで「買い物」が多くなっており、日常生活のためにも外出していると考えられます。

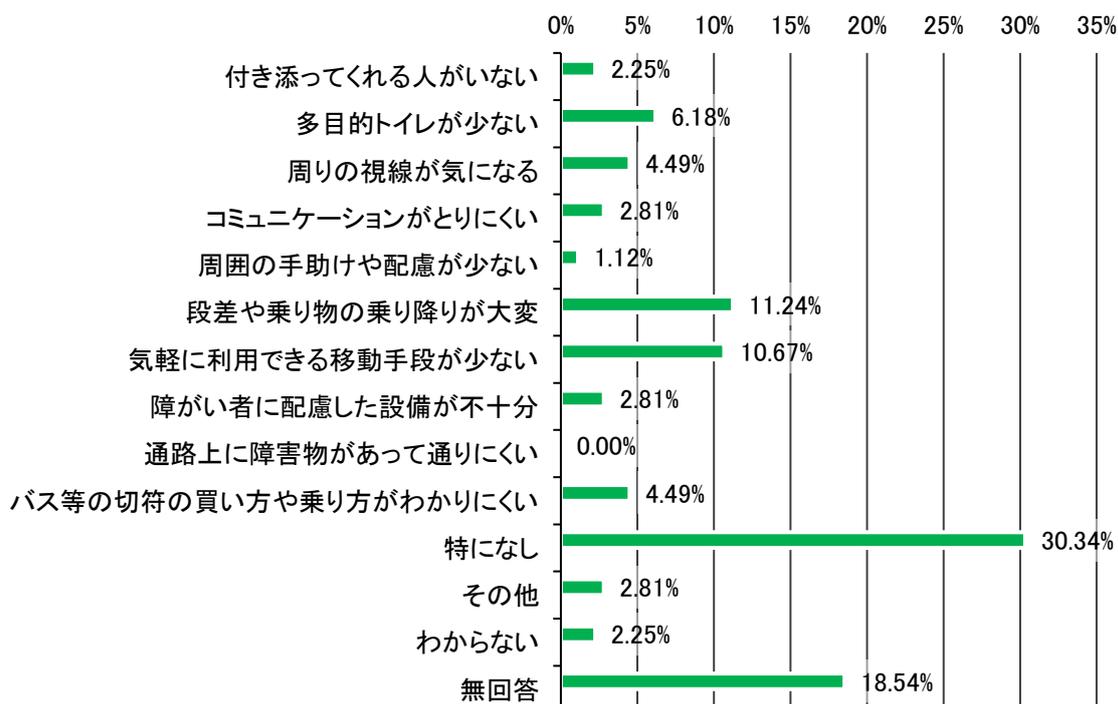
◎外出時の交通手段（おとな用）（n=218）



その他記載事項

- タクシー

◎外出する際に困っていること、不便なこと（おとな用）（n=178）



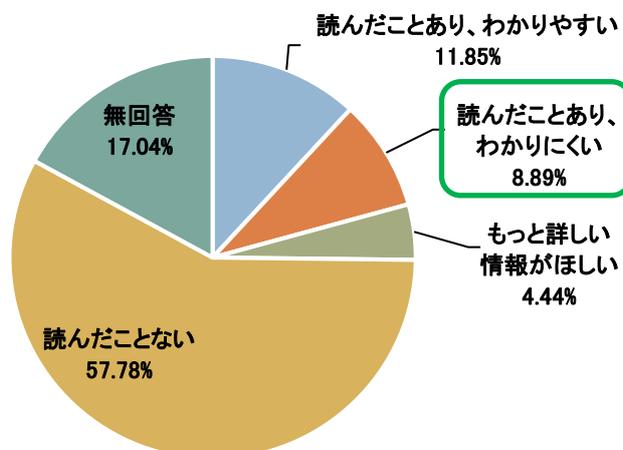
その他記載事項

- 免許返上の判断
- 歩道の段差がある
- 歩道の傾斜、歩きづらい
- 今は、コミバスのおかげで助っています
- スーパーで買い物をしても重たくて、バスから降りてから大変なので、いつも配達を頼んでいます。

★「無回答」と「特になし」で約半数を占めていますが、「段差や乗り物の乗り降りが大変」や「気軽に利用できる移動手段が少ない」という意見が比較的多いことから、交通手段に対する不安が大きいのではないかと考えられます。

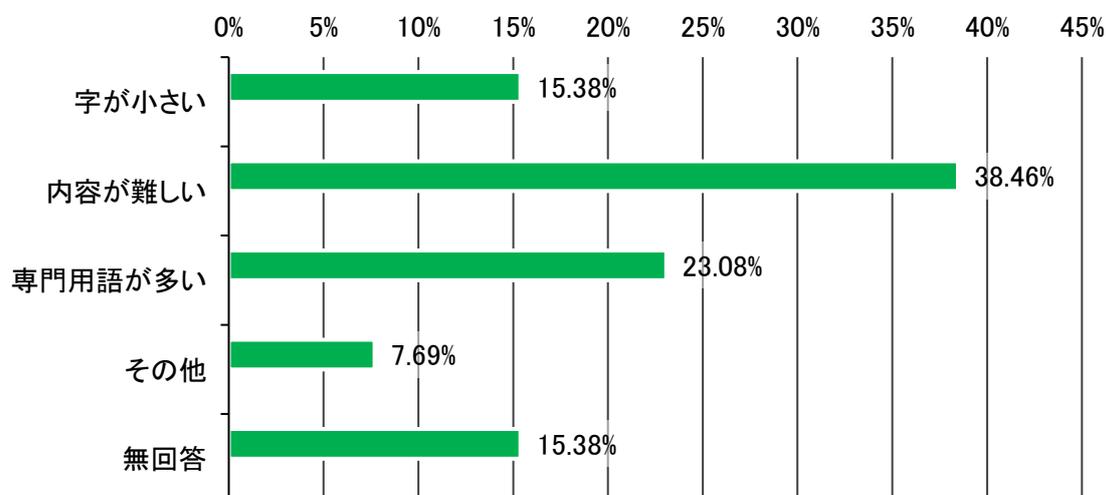
◆◆◆福祉ガイドについて◆◆◆

◎福祉ガイドについて（おとな用）（n=135）



★半数以上が内容を知らないということがわかります。  
 これらのことから、制度についての周知の強化が必要になってくるのではないかと考えます。

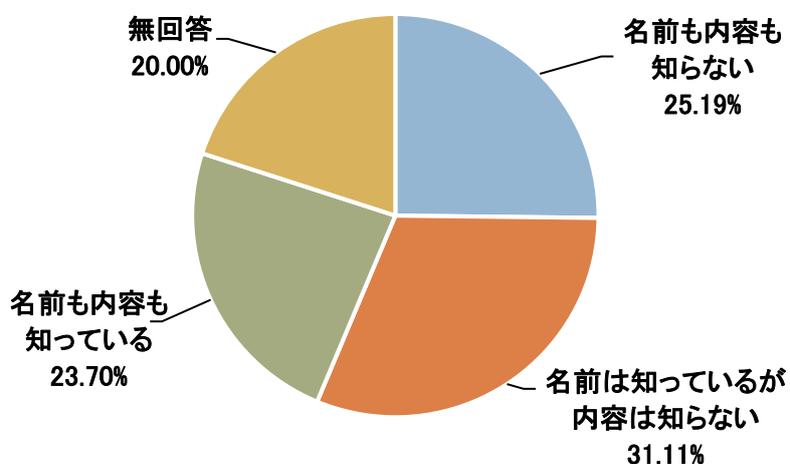
◎福祉ガイドがわかりにくい理由（おとな用）（n=13）



★「内容が難しい」、「専門用語が多い」が比較的多く、記載内容の簡略化を検討する必要があります。

◆◆◆成年後見制度について◆◆◆

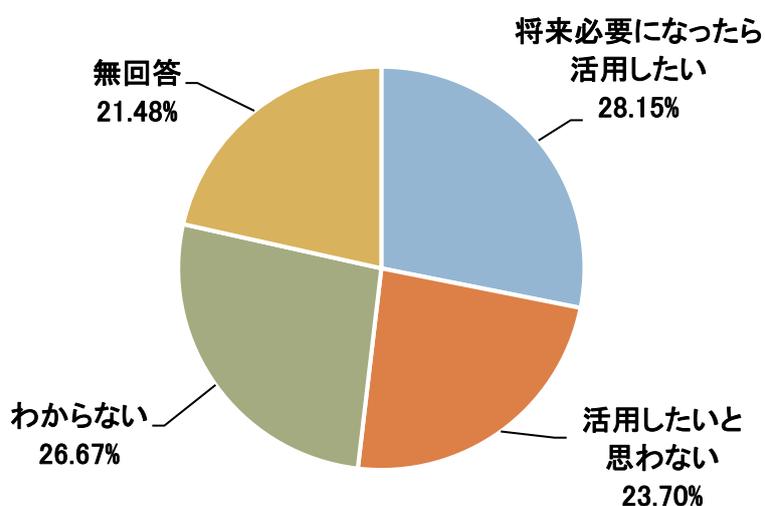
◎成年後見制度について知っているか（おとな用）（n=135）



★半数以上が内容を知らないということがわかります。

これらのことから、制度についての周知の強化が必要になってくるのではないかと考えます。

◎成年後見制度の活用（おとな用）（n=135）

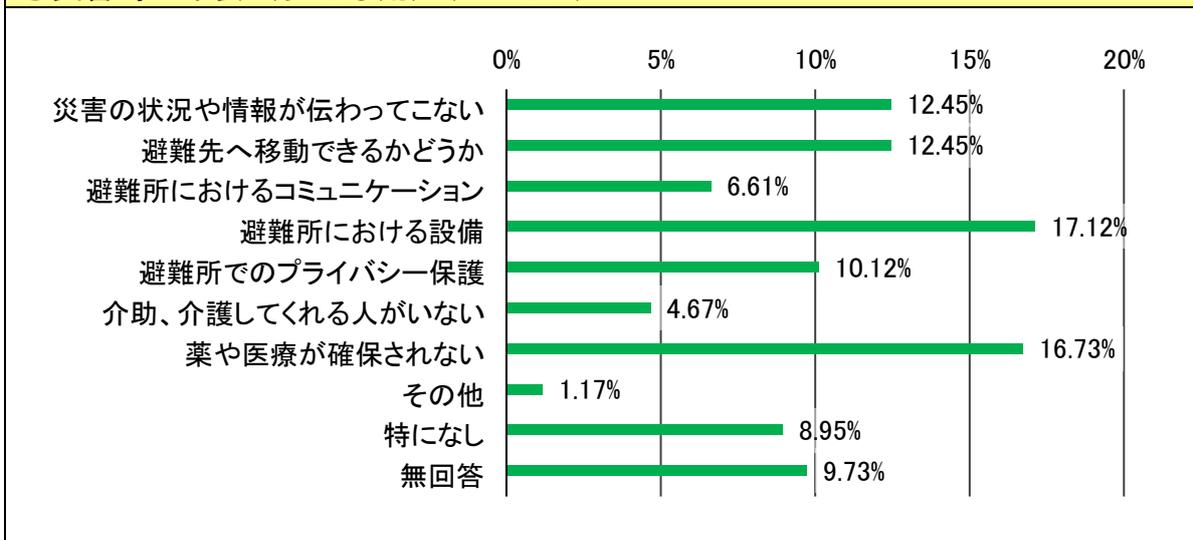


★「活用したいと思わない」と回答した理由の一つとして、制度をよく知らないことが考えられます。

「わからない」が約27%あることも考慮すると、周知強化の必要性が高いように思われます。

◆◆◆災害対策について◆◆◆

◎災害時の不安（おとな用）（n=257）



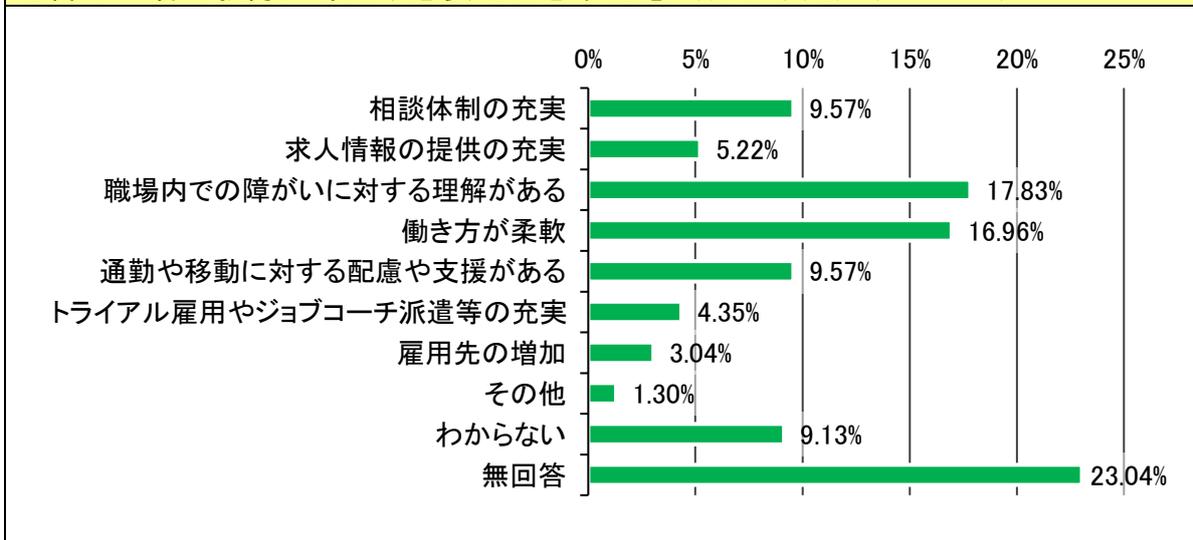
その他記載事項

- 食料、暖房
- 災害の種類別の避難場所がわからない
- 自力で歩けるので避難所までスムーズに行けると思います

★最も多いのが「避難所における設備」、次いで「薬や医療が確保されない」となっており、障がいを持っているがゆえの不安ごとが大きいのではないかと考えます。

◆◆◆就労について◆◆◆

◎障がい者の就労にあたり必要だと思う配慮（おとな用）（n=230）



その他記載事項

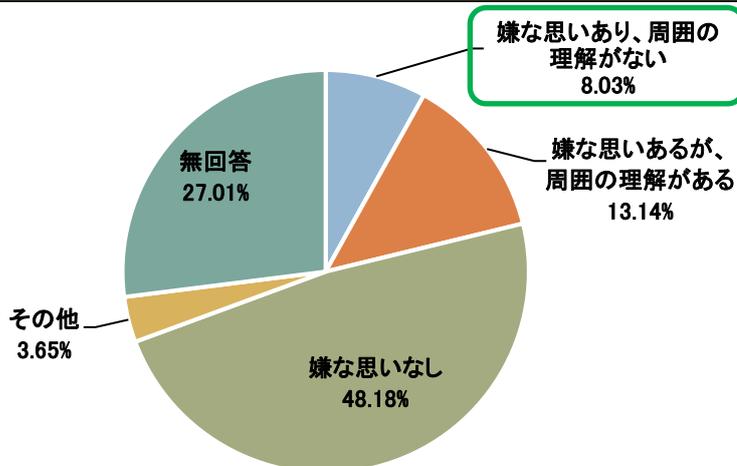
- 雇用者も困ると思う
- 障がいの程度はいろいろで、困っている方も多いと思いますが、今の私は大丈夫です。

★最も多いのが「職場内での障がいに対する理解がある」、次いで「働き方が柔軟」となっております。

このことから、障がいの理解を広げていくことが重要であると考えます。

◆◆◆障がいに対する理解について◆◆◆

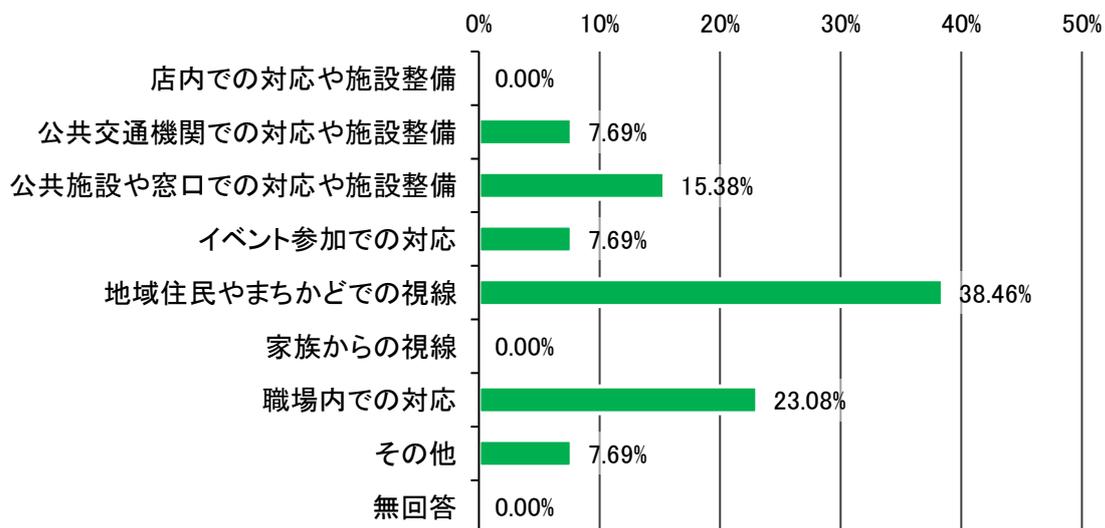
◎障がいを持つことによる差別等 (n=137)



その他記載事項

- 周りの人も、他人は他人。
- 障害者と見られない場合。外見上はわからない。
- 店内でジャマ者と思われる、そういう顔している人がいる。
- 地域の行事に参加出来ず心苦しい面が多々有り外出も出来ない
- 自分なり少々の不便はありますが表面上周りの人は解らないと思っております。

◎周囲の理解がないと思った場面 (n=13)

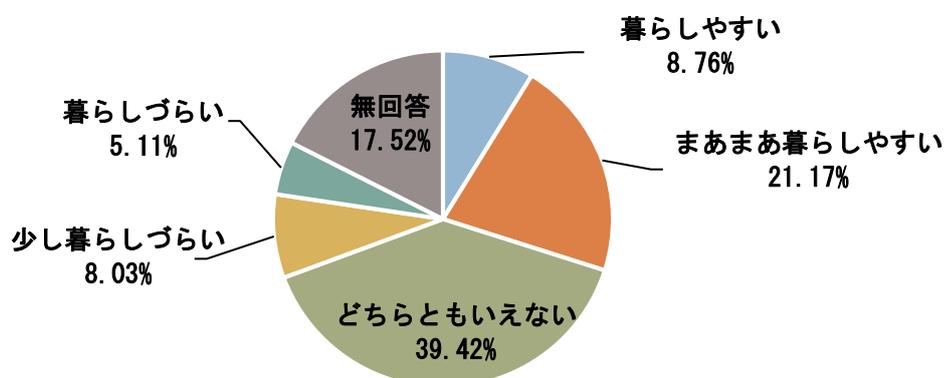


その他記載事項

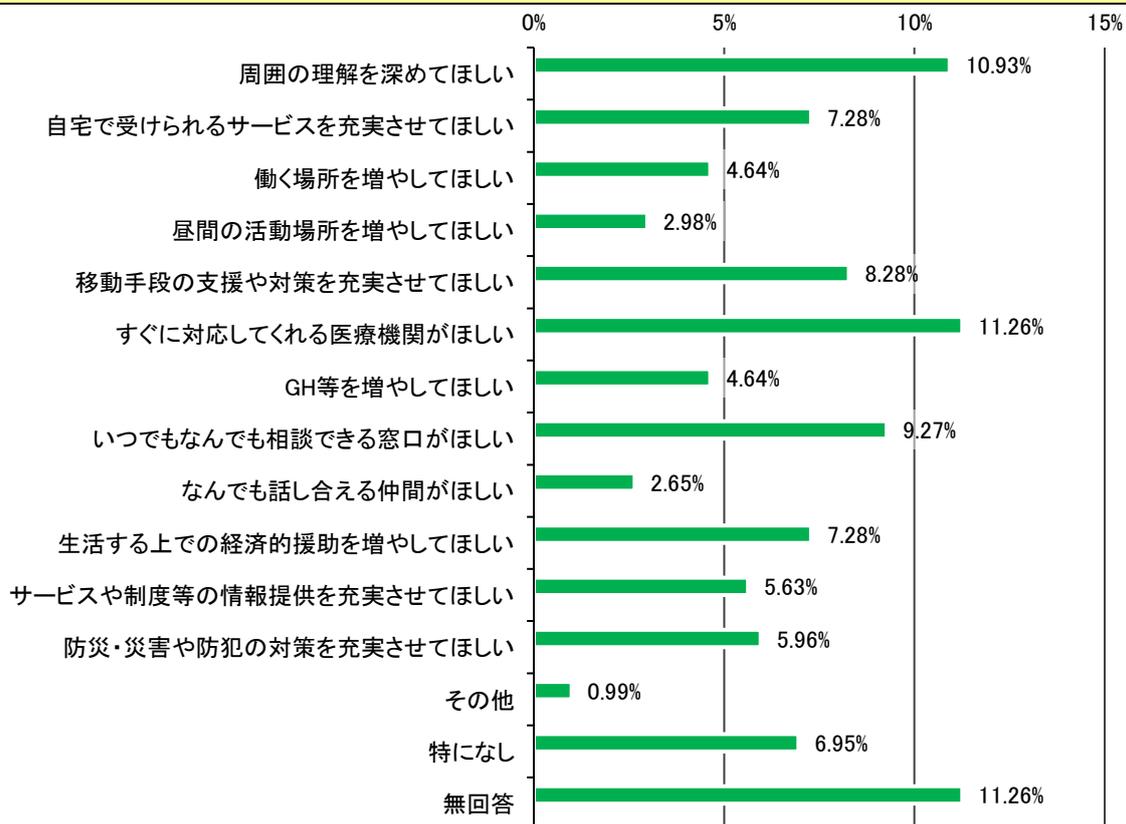
- 障がい者は変わり者、だめな人と言う見方をされる
- ★最も多いのが「地域住民やまちかどでの視線」となっており、地域の理解を広げていくことが必要なのではないかと考えます。

◆◆◆まちづくりについて◆◆◆

◎浦幌町は障がいのある人にとって暮らしやすいか (n=137)



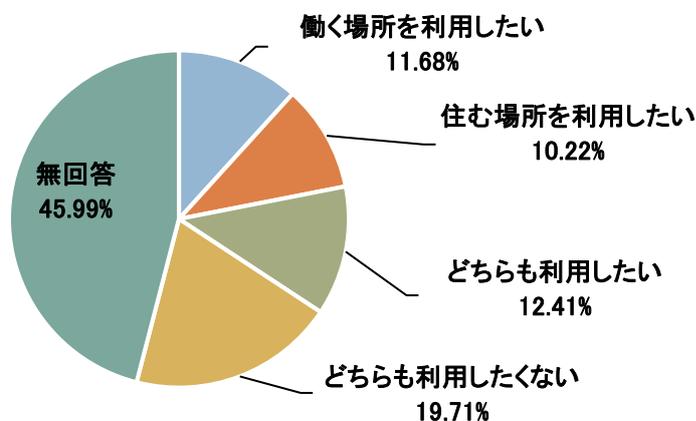
◎障がいのある人にとっても暮らしやすいまちづくりに必要なこと (n=302)



その他記載事項

- コミュニティ浦幌を活用してほしい
- 台風などで、あれた時に見に来てほしい。
- 今の所、主人と話がスムーズにできていて子供も協力してくれるので安心しています
- ★「すぐに対応してくれる医療機関がほしい」や「周囲の理解を深めてほしい」という回答が多く、医療や障がいに対する理解について求められていることがわかります。

◎浦幌町に障がいのある人が働く場所や住む場所ができれば利用したいか  
(n=137)



その他記載事項

- 年だから
- 年令でむり
- 家族といたい
- 働くことはない
- 歳なので利用しない
- とくに考えた事がない。
- 入院したら無理だから。
- 必要を感じていないので
- 障がいが重くて利用できない
- まだ、高齢者の年にならないので！
- 持家で主婦の仕事で精一杯のためです。
- 自分に合うかによるので、どちらともいえない
- 日常生活には不便は無く、将来に向け通学中なので。
- 自分は人工透析なのでこの問にはあまりかんしんがない
- 何年か先を（5年位）を考えると利用するようになるのでは
- 障がいの程度もいろいろで困っている方も多いと思いますが、私は大丈夫です。

★少なくともどちらかは利用したいと答えている方が約34%となっており、町内に働く場所または住む場所の需要があることがわかります。  
一方で、「どちらも利用したくない」という意見が約20%ありました。その理由としては、「高齢のため必要がない」といったものが多く見受けられました。

## 第2章 障がい者を取り巻く現状

### I 障がい者数の現状

表-1 人口及び世帯数の推移

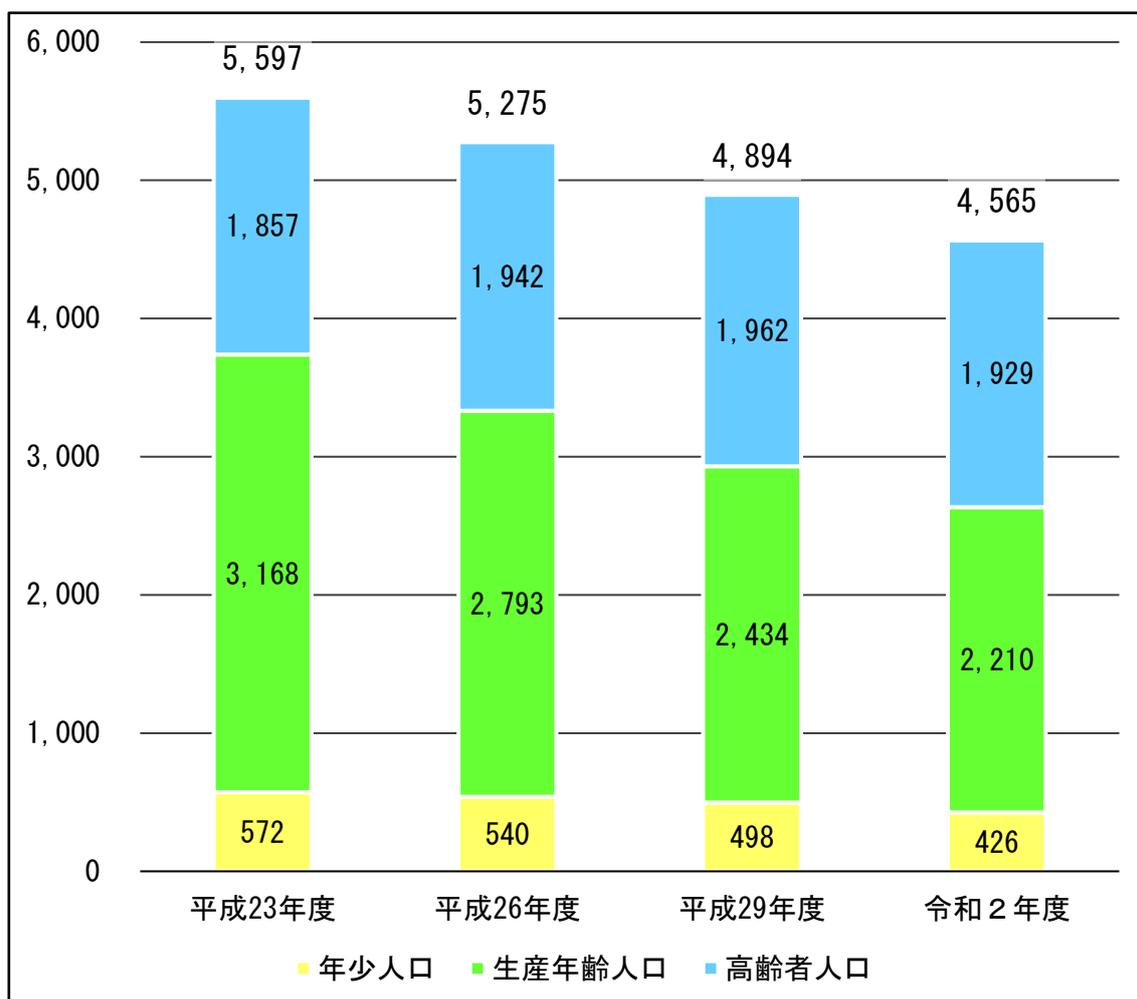
(単位：人)

区分	世帯数	男	女	総数	年少人口		生産年齢人口		高齢者人口	
						比率		比率		比率
平成23年	2,448	2,667	2,930	5,597	572	10.2%	3,168	56.6%	1,857	33.2%
平成26年	2,379	2,520	2,755	5,275	540	10.2%	2,793	52.9%	1,942	36.8%
平成29年	2,302	2,362	2,532	4,894	498	10.2%	2,434	49.7%	1,962	40.1%
令和2年	2,255	2,206	2,359	4,565	426	9.3%	2,210	48.4%	1,929	42.3%

資料：住民基本台帳（各年10月1日現在）

※年少人口：0歳～14歳、生産年齢人口：15歳～64歳、高齢者人口：65歳以上

※比率は、小数点第二位以下四捨五入



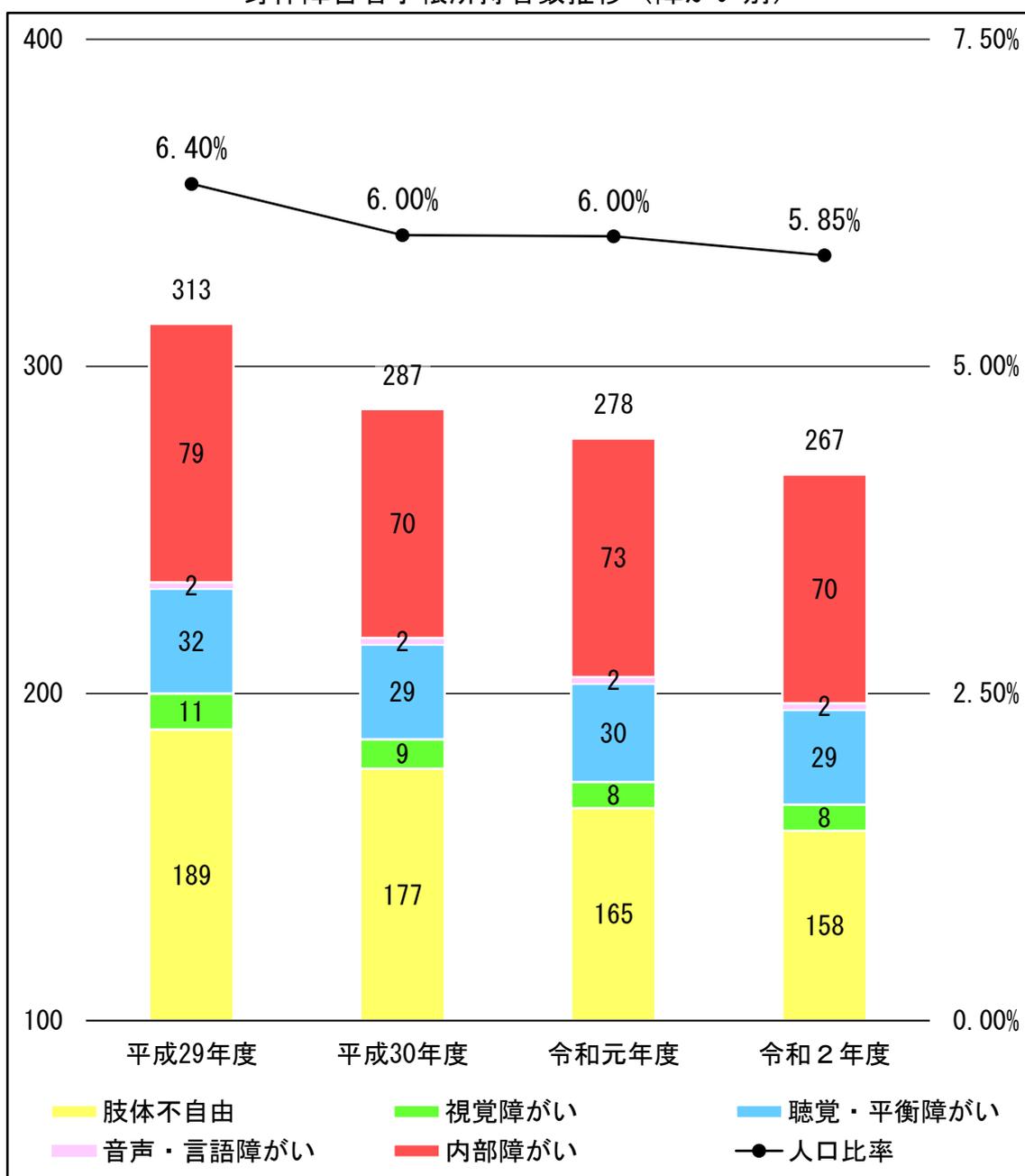
(1) 身体障がい者

表-2 身体障害者手帳所持者数 (単位：人)

区分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	計	比率
肢体不自由	29	25	33	47	17	7	158	59.2%
視覚障がい	1	3	0	2	1	1	8	3.0%
聴覚・平衡障がい	1	9	1	6	0	12	29	10.9%
音声・言語障がい	0	0	0	2	0	0	2	0.7%
内部障がい	44	0	10	16	0	0	70	26.2%
計	75	37	44	73	18	20	267	100.0%

資料：保健福祉課（令和2年10月1日現在）

身体障害者手帳所持者数推移（障がい別）



(2) 知的障がい者

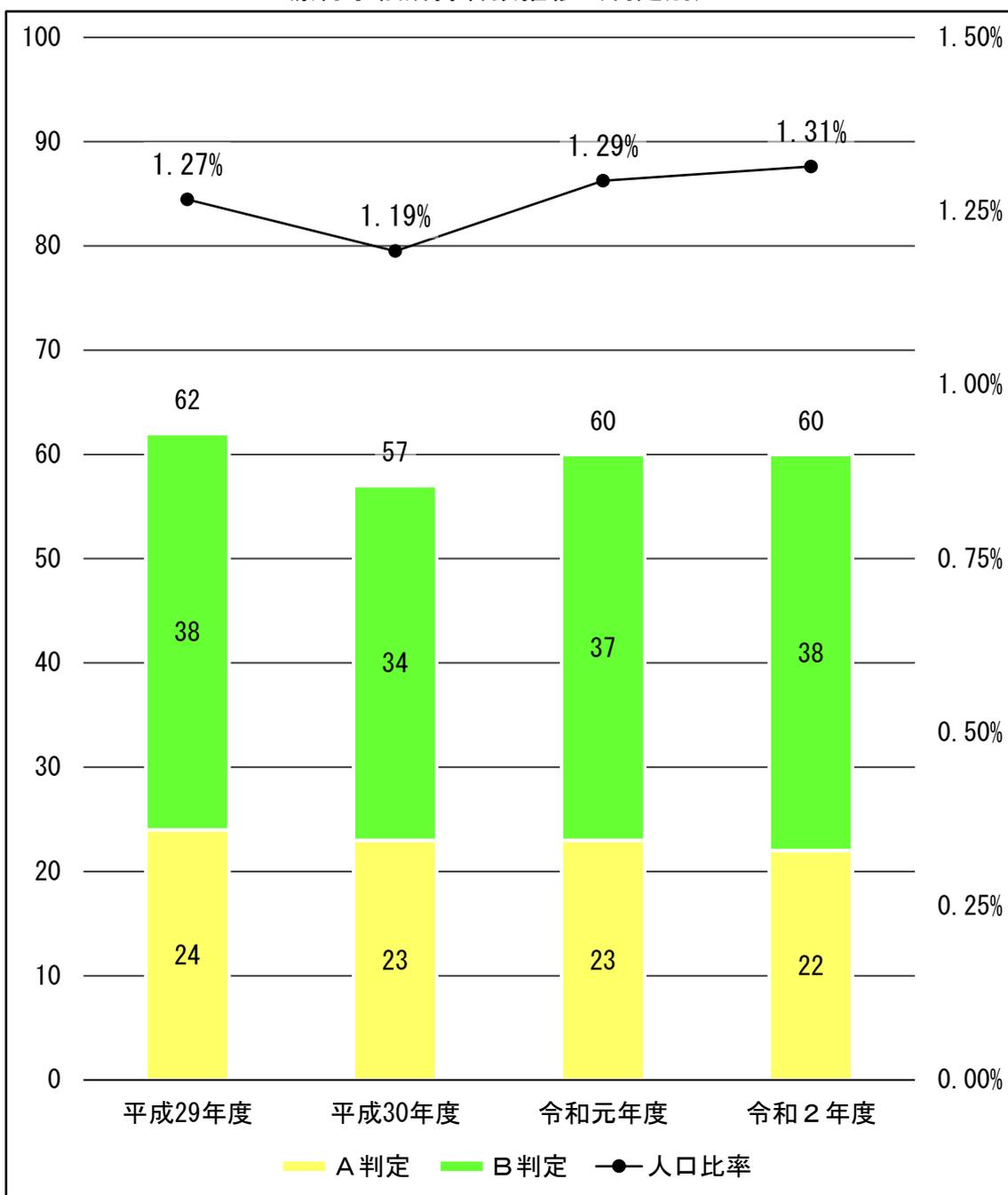
表-3 療育手帳所持者数

(単位：人)

区分	18歳未満	18歳以上	計	比率
A判定(最重度・重度)	1	21	22	36.7%
B判定(中度・軽度)	6	32	38	63.3%
計	7	53	60	100.0%

資料：保健福祉課（令和2年10月1日現在）

療育手帳所持者数推移（判定別）



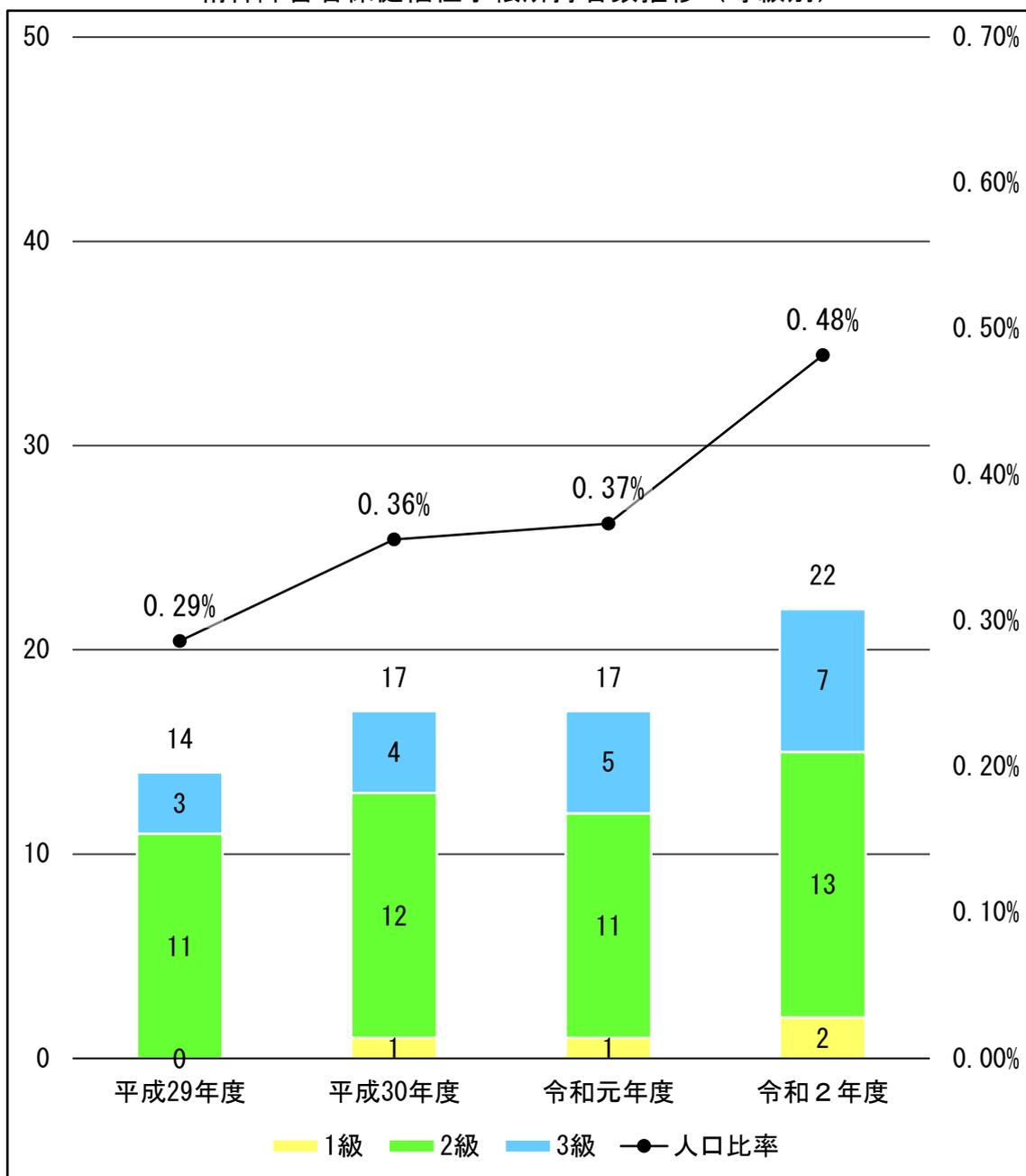
### (3) 精神障がい者

表－4 精神障害者保健福祉手帳所持者数 (単位：人)

区分	所持者数	比率
1級	2	9.1%
2級	13	59.1%
3級	7	31.8%
計	22	100.0%

資料：保健福祉課（令和2年10月1日現在）

精神障害者保健福祉手帳所持者数推移（等級別）

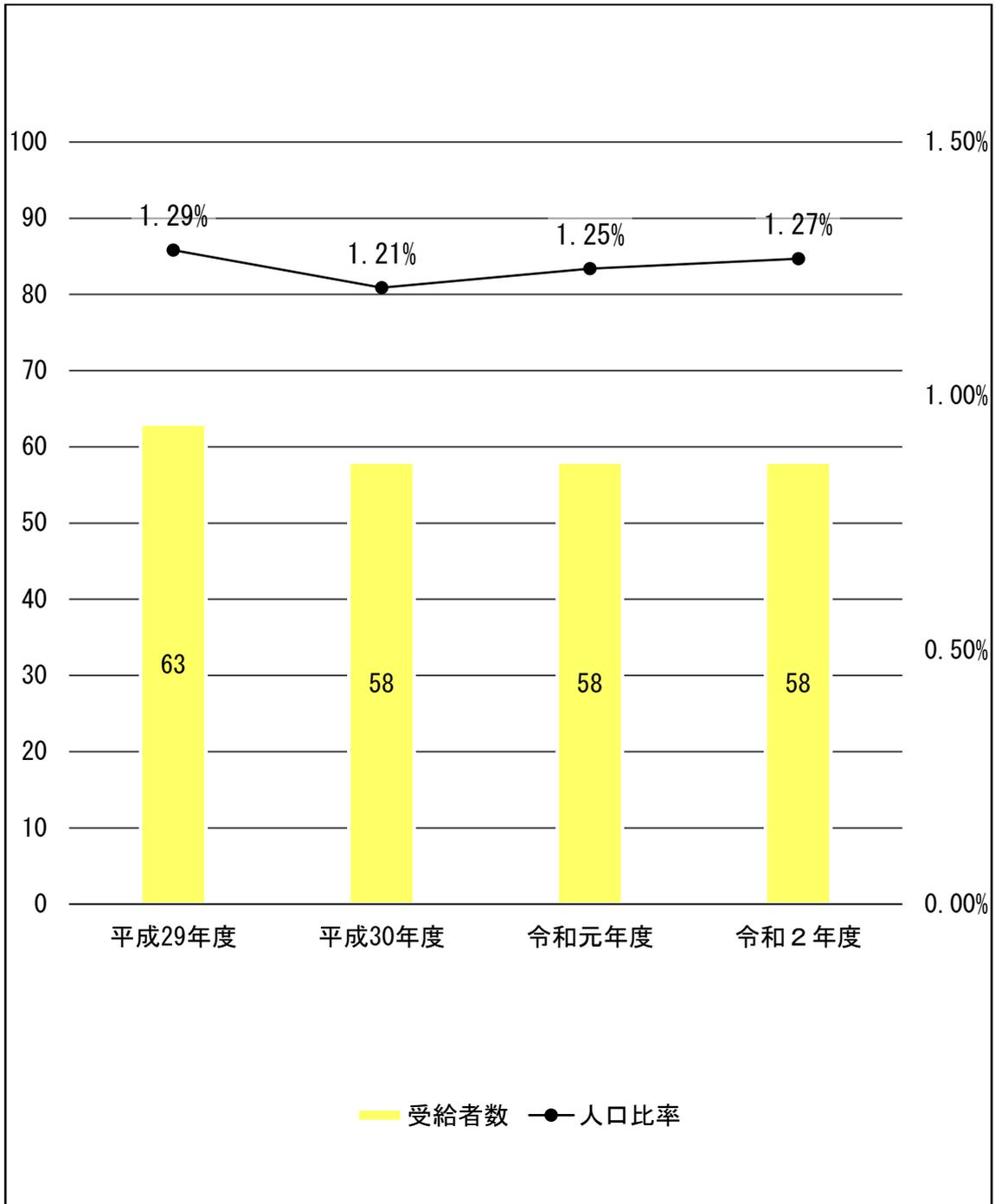


表－5 自立支援医療（精神通院）受給者数 (単位：人)

区分	受給者数	比率
平成 29 年	63	1.29%
平成 30 年	58	1.21%
令和元年	58	1.25%
令和 2 年	58	1.27%

資料：保健福祉課（各年 10 月 1 日現在）

自立支援（精神通院）医療受給者数推移



## Ⅱ 障がい者関連事業所の現状

本町の障がい関連サービスは次のとおりとなっています。

### 【障害福祉サービス】

サービス名	事業所名	備考
短期入所	(福) うらほろ幸寿会	
計画相談支援	浦幌町相談支援事業所	保健福祉センター内

### 【障害児通所支援】

サービス名	事業所名	備考
児童発達支援	浦幌町子ども発達支援センター くれよん広場	保健福祉センター内
放課後等デイサービス	浦幌町子ども発達支援センター くれよん広場	保健福祉センター内
障がい児相談支援	浦幌町相談支援事業所	保健福祉センター内

### 【地域生活支援事業】

サービス名	事業所名	備考
移動支援事業	(福) 浦幌町社会福祉協議会	保健福祉センター内
移動支援事業	(福) うらほろ幸寿会	
日中一時支援事業	(福) うらほろ幸寿会	
地域活動支援センター	NPO 法人クローバー共同作業所 (池田町)	池田町、幕別町、本別町、豊頃町と運営費を分担
地域活動支援センター	帯広市地域活動支援センター (帯広市)	管内広域利用

## 第3章 計画推進のための基本的な考え方

### I 計画の基本理念

#### 障がい理解のある 地域で創る 安心なまちづくり

障がい者計画及び障がい福祉計画の策定にあたっては、「障害者基本法」の理念に基づき、障がいの有無にかかわらず、相互に人格と個性を尊重し合いながら、誰もが安心して暮らせる地域社会の実現を目指します。

### II 計画の基本方針

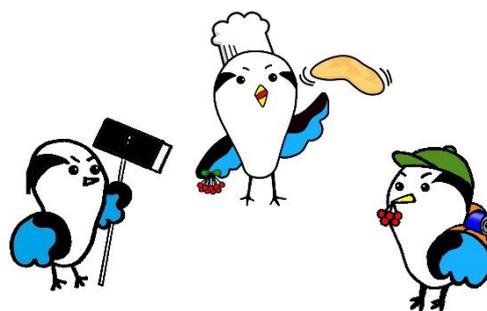
#### 1 理解 ～ 「障がいについて学び、考え、理解するまちづくり」

障がいについて知る機会や考える機会を増やし、障がい理解のあるまちづくりを目指します。



#### 2 地域 ～ 「地域みんなで創る、充実した生活と社会参加の促進」

地域全体で社会参加の機会創出や居場所づくりに取り組み、障がいがあってもなくても誰もが暮らしやすいまちづくりを目指します。

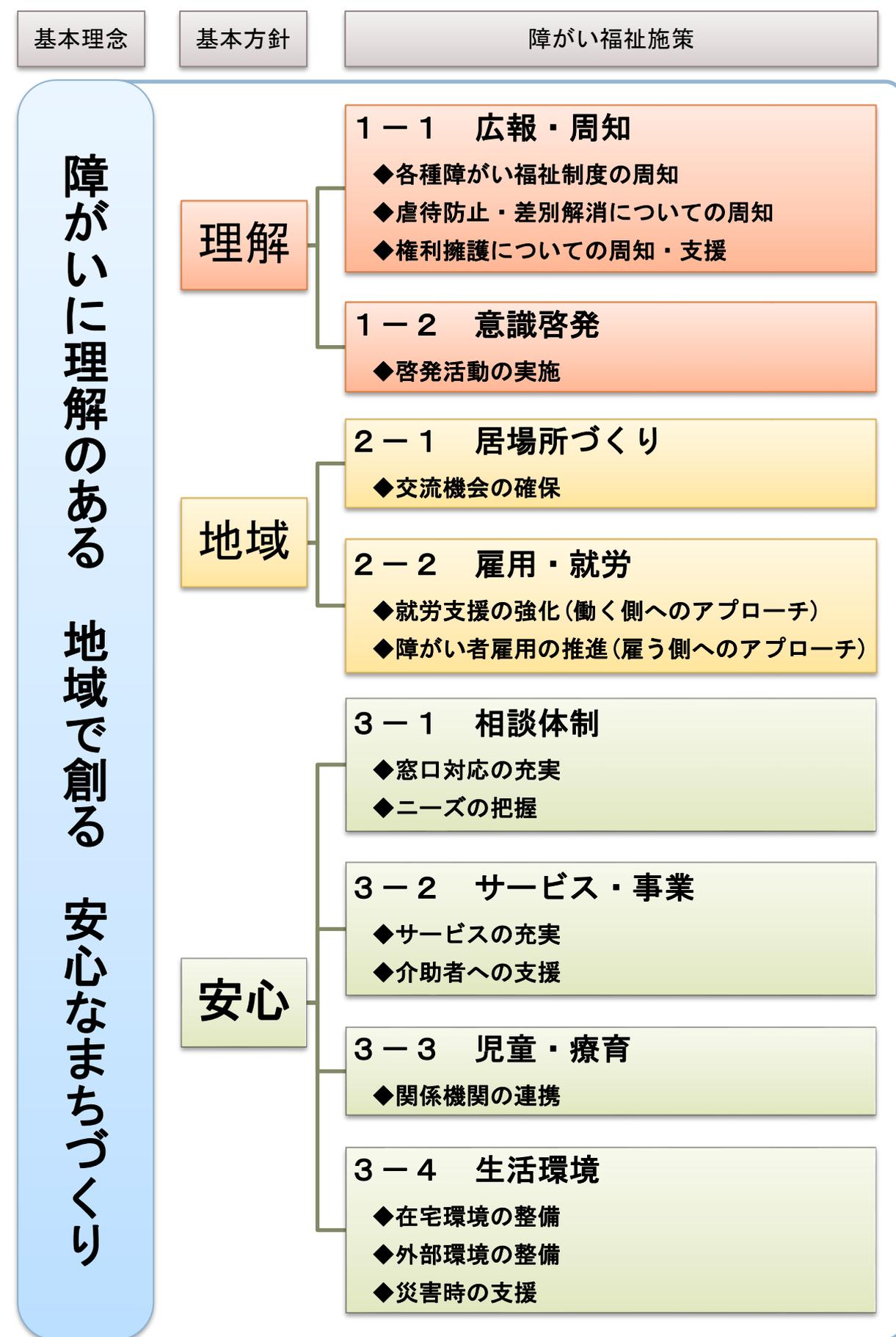


#### 3 安心 ～ 「今も未来も安心できる、支援体制の強化」

住民のニーズを把握し、相談体制やサービスを充実させることで、少しでも安心して暮らしていけるまちづくりを目指します。



### Ⅲ 施策の体系



## 第4章 障がい保健福祉施策の展開

### I 理解～「障がいについて学び、考え、理解するまちづくり」

#### 理解

#### 1-1 広報・周知



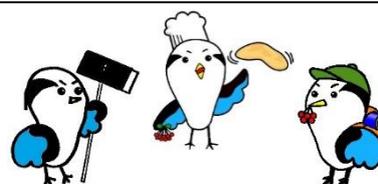
目指す姿	障がいに関する情報が、住民に行き届いている町
方向性	<p>◆各種障がい福祉制度の周知</p> <p>障がい福祉に関する制度や事業は多くの種類があります。これらを広くわかりやすく住民に周知することで、必要な情報が必要とする人に行き届くよう努めます。</p>
	<p>◆虐待防止・差別解消についての周知</p> <p>障害者虐待防止法や障害者差別解消法といった関係法令の考え方を基に、障がいのある方への虐待の禁止や防止、障がいの有無にかかわらず人格と個性の尊重に努めます。</p>
	<p>◆権利擁護についての周知・支援</p> <p>判断能力の不十分な方が、各種サービスの利用や財産管理において不利益とならないよう、成年後見制度の周知・啓発、住民の人権擁護意識の醸成・高揚を図るとともに、利用に対する支援の充実に努めます。</p>

#### 1-2 意識啓発

目指す姿	住民みんなが障がいについて考え、理解を持っている町
方向性	<p>◆啓発活動の実施</p> <p>地域の実情に見合った障がい福祉施策を行うためには、住民の理解が必要不可欠です。浦幌町地域自立支援協議会を中心に、体験会や福祉学習といった理解・啓発活動を企画・実施し、住民の障がいについての理解促進に努めます。</p>

## Ⅱ 地域～「地域のみんで創る、充実した生活と社会参加の促進」

### 地域



#### 2-1 居場所づくり

目指す姿	誰にでも、地域の中に自分の居場所がある町
方向性	<p>◆交流機会の確保</p> <p>障がいのある方の交流の場として町保健福祉課で実施している「コミュニティ浦幌」をはじめ、町内に今ある交流の場を活用し、障がいのある方の社会参加の促進に努めます。</p> <p>また、必要に応じて、各法人や団体と協力・連携し、障がいがあってもなくても参加できるような新たな交流の機会の確保に努めます。</p>

#### 2-2 雇用・就労

目指す姿	障がいがあっても、働く機会がある町
方向性	<p>◆就労支援の強化（働く側へのアプローチ）</p> <p>ハローワークや就労系障がい福祉サービス事業所等の関係機関と連携し、障がいがあっても働くことができるよう、多様な雇用形態の創出や就労希望者への情報提供、働き続けるための就労前後の支援に努めます。</p> <p>◆障がい者雇用の推進（雇う側へのアプローチ）</p> <p>町内企業向けに、障がい者雇用についての理解を促し、関係機関と連携しながら、各種雇用制度の周知や職場定着を目指した取り組みに努めます。</p> <p>また、事業所側の現状を把握し、就労希望者とのマッチング支援や、障がい者雇用事業所に対する国等の助成制度の周知を行い、事業所の積極的な障がい者雇用の推進に努めます。</p>

### Ⅲ 安心～「今も未来も安心できる、支援体制の強化」

## 安心



#### 3-1 相談体制

目指す姿	いつでも気軽に相談できる町
方向性	<p><b>◆窓口対応の充実</b></p> <p>障がいを抱えていると、誰もが不安な気持ちになります。そのような場合でも安心して相談ができるよう、保健福祉センターや子ども発達支援センターくれよん広場をはじめ、相談を受ける機関の機能強化や対応マニュアル等を活用した接遇の充実に努めます。</p>
	<p><b>◆ニーズの把握</b></p> <p>民生委員や町内関係団体等と連携し、障がいについて悩みを抱えている方の声を可能な限り把握し、望ましい支援が行われるよう努めます。</p>

#### 3-2 サービス・事業

目指す姿	必要な支援が受けられる町
方向性	<p><b>◆サービスの充実</b></p> <p>障がいがあっても日常生活を円滑に送ることができるよう、障害福祉サービスや各種補助制度の充実に努め、住民の福祉の向上を図ります。</p>
	<p><b>◆介助者への支援</b></p> <p>障がいのある方を日常的に介助している方には、身体的、精神的に大きな負担がかかります。このような方の負担を軽減するため、短期入所（ショートステイ）や日中一時支援事業といったサービスの利用促進に努めます。</p>

### 3-3 児童・療育

目指す姿	必要な療育が受けられる町
方向性	<p><b>◆関係機関の連携</b></p> <p>障がいのある児童が健やかに成長していけるよう、教育、保健、福祉等の関係機関が連携し、継続的な支援に努めます。</p> <p>また、児童本人や家族の意向を把握し、個々の状態や特性に応じた支援がなされるよう、情報交換や体制整備に努めます。</p>

### 3-4 生活環境

目指す姿	住民に配慮した暮らしやすい町
方向性	<p><b>◆在宅環境の整備</b></p> <p>福祉用具や日常生活用具、小規模な住宅改修等、障がいを持ちながら在宅で生活する方に必要な支援がなされるよう、各種サービスの充実や情報提供に努めます。</p>
	<p><b>◆外部環境の整備</b></p> <p>障がいのあるなしにかかわらず、住民の安全・安心に配慮した生活環境を目指し、ユニバーサルデザインを取り入れた施設整備等に努めます。</p>
	<p><b>◆災害時の支援</b></p> <p>災害時に自力で避難できない方については、地域の自主防災組織等による共助を促すとともに、プライバシーに配慮しながら事前に把握し、避難行動要支援者台帳の整備や災害時個別支援計画の作成など、安否確認や公助体制の確立といった災害時支援の充実に努めます。</p>

## 第5章 指定障害福祉サービス（第6期障がい福祉計画）

### 指定障害福祉サービスの見込量及び必要量確保のための方策

#### （1）居住系サービス

本町には、障害福祉サービスを提供する施設・事業所が無く、利用者は町外にある社会福祉法人等が設置する施設を利用しています。共同生活援助及び施設入所支援が必要な場合には、各施設・近隣市町村の協力を得ながら、引き続きサービスの確保に努めます。

また、地域の理解を深めながら、施設の整備について継続して検討するとともに、本人の希望や障害支援区分に応じたサービスが受けられるよう、個々のケースに応じた対応に努めます。

表－6

（単位 利用者数：人）

サービス名	単位	実績(R2年度は見込み)			計画		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
自立生活援助	利用者数	0	0	0	0	0	0
共同生活援助 (グループホーム)	利用者数	25	24	24	25	25	25
施設入所支援	利用者数	28	28	27	28	28	28

## (2) 日中活動系サービス

本町で利用できる日中活動系サービスは短期入所のみであり、その他のサービスが必要な場合は町外に所在する事業所を利用しています。

今後も、本人の希望や障害支援区分に応じたサービスが受けられるよう、関係機関等との連携を図りながら個々のケースに応じた対応に努めます。

表ー7

(単位 利用者数：人、利用量：延日数/月)

サービス名	単位	実績(R2年度は見込み)			計画		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
療養介護	利用者数	1	2	2	1	1	1
生活介護	利用者数	27	26	27	28	28	28
	利用量	548	529	564	600	600	600
自立訓練 (機能訓練)	利用者数	0	0	0	0	0	0
	利用量	0	0	0	0	0	0
自立訓練 (生活訓練)	利用者数	0	0	0	0	0	0
	利用量	0	0	0	0	0	0
宿泊型自立訓練	利用者数	0	0	0	0	0	0
	利用量	0	0	0	0	0	0
就労移行支援	利用者数	0	0	0	0	0	0
	利用量	0	0	0	0	0	0
就労継続支援 (A型)	利用者数	1	1	0	0	0	0
	利用量	22	19	0	0	0	0
就労継続支援 (B型)	利用者数	18	19	19	20	20	20
	利用量	308	326	364	400	400	400
就労定着支援	利用者数	0	0	0	0	0	0
短期入所	利用者数	2	2	2	2	2	2
	利用量	5	4	4	4	4	4

### (3) 訪問系サービス

本町に訪問系サービスを行う事業所はありませんが、町外の施設に入所しながらサービスを利用している方がいます。

今後、適切な支援が受けられるよう、ニーズの把握や関係機関との連携を図ります。

表－8 (単位 利用者数：人、利用量：延日数/月)

サービス名	単位	実績 (R2年度は見込み)			計画		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
居宅介護	利用者数	1	1	1	1	1	1
	利用量	14	11	12	14	14	14
重度訪問介護	利用者数	0	0	0	0	0	0
	利用量	0	0	0	0	0	0
同行援護	利用者数	0	0	0	0	0	0
	利用量	0	0	0	0	0	0
行動援護	利用者数	0	0	0	0	0	0
	利用量	0	0	0	0	0	0
重度障害者等 包括支援	利用者数	0	0	0	0	0	0
	利用量	0	0	0	0	0	0

### (4) 相談支援

平成26年4月に保健福祉センター内に浦幌町相談支援事業所を開設し、利用者のニーズに適切に対応した相談業務を行う総合的な窓口として、個々の相談対応の充実に努めております。今後も、支援利用計画の作成やモニタリングの実施を行い、適切な支援に努めます。

表－9 (単位 利用者数：人)

サービス名	単位	実績 (R2年度は見込み)			計画		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
計画相談支援	利用者数	59	60	60	60	60	60
地域移行支援	利用者数	0	0	0	0	0	0
地域定着支援	利用者数	0	0	0	0	0	0

## 地域生活や一般就労への移行を進めるための方策

---

### (1) 施設入所者の地域生活への移行・地域生活の支援

本町は、障がいのある方の入所施設がないことから、利用者は管内及び道内の各施設に入所しております。そのため、長年その地域に住み慣れている方もいることから、地域生活への移行の推進・支援については、現在の入所施設やグループホーム等の事業所との連絡調整を図り、利用者本人の自己決定を尊重し、その意思決定の支援に配慮するとともに、体制整備の充実に努めます。

今後、障がいのある方の高齢化・重度化や「親亡き後」を見据え、中長期的な視点に立った継続した支援に努めます。

### (2) 福祉施設から一般就労への移行の促進

本町の福祉施設利用者の多数は、就労継続支援B型（雇用契約なし）を利用しています。

今後、各事業所及び各企業と連携を深め、利用者の状況に応じて雇用契約を伴う就労継続支援A型や就労移行支援等を活用し、希望する方が少しでも一般就労につながるよう雇用の拡大に努めます。

## 第6章 障がい者地域生活支援事業(第6期障がい福祉計画)

### 障がい者地域生活支援事業の見込量及び必要量確保のための方策

#### (1) 相談支援事業

障がいのある方への支援や家族に対するケアを行うための総合的な相談業務や相談支援を行う機関として、平成26年4月に浦幌町相談支援事業所を開設しました。今後も、障がいのある方への障害福祉サービスや家族への支援が適切に行われるよう体制の整備に努めます。

また、平成24年10月に「障害者虐待防止法」が施行されたことから、判断能力が充分ではない障がいのある方に対する虐待や詐欺行為を防止し、生活を支えるため、権利擁護に関する制度や成年後見制度利用の支援を図るよう、各種制度の周知に努めます。

表-10

サービス名	単位	実績(R2年度は見込み)			計画		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
障害相談支援	箇所	1	1	1	1	1	1

#### (2) 意思疎通支援事業

聴覚等に障がいのある方は、他の人と意思疎通を図る上で、何らかの制限があります。これを解決する手段の一つとして、浦幌町では、北海道が市町村を代理して公益社団法人北海道ろうあ連盟と契約を結び、必要に応じ手話通訳者の派遣を受けることができる「手話通訳者広域派遣事業(実施開始:平成24年4月)」に参加しています。

また、手話ができない難聴者や失聴者等に、会議や講義等の内容を要約して書き伝える「要約筆記」について、管内の団体と随時契約を行い、対応しています。

表-11

サービス名	単位	実績(R2年度は見込み)			計画		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
意思疎通支援事業	件数	1	0	0	0	1	0

### (3) 日常生活用具給付事業

日常生活を送る上で必要な用具を、それぞれの要件を満たす重度障がいのある方に対し給付を行っています。本事業の主な利用である排泄管理支援用具（ストーマ装具）の給付件数（月数）は、減少傾向にあります。

今後も、利用者への100%給付を目指し、必要な予算を措置します。また、ストーマ装具については、継続的な給付が必要なことから、年間の需要量の把握と、計画的な給付に努めます。

表－12

サービス名	単位	実績(R2年度は見込み)			計画		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
介護・訓練支援用具	件数	2	2	0	1	1	1
自立生活支援用具	件数	1	1	0	1	1	1
在宅療養等支援用具	件数	0	0	0	0	0	0
情報・意思疎通支援用具	件数	0	0	0	0	0	0
排泄管理支援用具	件数	186	174	144	156	156	156
居宅生活動作補助用具 (住宅改修)	件数	0	0	0	1	1	1

(排泄管理支援用具の件数は月数)

### (4) 移動支援事業

屋外での移動が困難な障がいのある方の社会生活上必要不可欠な外出及び社会参加を促すため、外出の際の移動支援を町内の社会福祉法人に委託し実施しております。

今後も、ニーズの把握に努め、委託先事業所と連携しながら、サービスの充実を図ります。

表－13

(単位 利用者数：人、利用量：延日数/年)

サービス名	単位	実績(R2年度は見込み)			計画		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
移動支援事業	利用者数	1	1	1	3	3	3
	利用量	46	41	40	112	112	112

## (5) 地域活動支援センター事業

本町には地域活動支援センターがありませんが、十勝管内の市町村が広域利用に係る協定を結んでおり、希望する帯広市地域活動支援センターの事業所が利用可能となっております。浦幌町では、池田町にある事業所を利用している方も含め、3人の方が利用しています。

現在、対象者が少ないことから、町内での単独設置は困難と考えていますが、広域利用している近隣市町村と連携し、サービスの充実を図ります。

表-14

(単位 利用量：延日数/年)

サービス名	単位	実績(R2年度は見込み)			計画		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
地域活動支援センター事業	利用量	224	194	192	200	200	200

## (6) その他の事業

### ①日中一時支援事業

居宅において生活をしている障がいのある方を日常的に介護している方には、身体的、精神的に大きな負担が掛かるため、障がいのある方等に日中活動の場を提供することで、介護者の負担軽減と就労支援を図ります。

本町のサービス提供事業者は1箇所ありますが、平成29年度以降の利用がありません。

今後も、ニーズの把握に努め、委託先事業所と連携しながら、サービスの充実を図ります。

表-15

(単位 利用者数：人)

サービス名	単位	実績(R2年度は見込み)			計画		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
日中一時支援事業	利用者数	0	0	0	1	1	1

## ②生活サポート事業

障害支援区分認定審査を行った結果、支援区分が「非該当」と判定された方でも、生活環境等を勘案するとサービス提供の必要があると判断された場合、必要な支援を提供するため、本事業を行います。

現在、「非該当」と判定された方はいませんが、今後利用の必要性があった場合には、各関係機関と連携し対応を図るとともに、必要な予算措置に努めます。

表－１６

(単位 利用者数：人)

サービス名	単位	実績(R2年度は見込み)			計画		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
生活サポート事業	利用者数	0	0	0	0	0	0

## ③生活支援事業

本町においては、障がいのある方の社会復帰のための訓練及び相談指導を身近な地域で気軽に実施できる場、障がいのある方同士が自主的に交流できる場として「コミュニティ浦幌」を実施しております。

今後も本事業を活用し、社会復帰や自立の支援に努めます。

表－１７

(単位 利用者数：人)

サービス名	単位	実績(R2年度は見込み)			計画		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
生活支援事業	利用者数	6	6	8	8	8	8

## ④更生訓練費給付事業

障がい者支援施設等において、自立訓練や就労移行支援訓練を行ない、障がいのある方の社会復帰促進を図る更生訓練費の給付を行っています。

現在利用者はいませんが、必要と認められた訓練のための経費給付に努めます。

表－１８

(単位 利用者数：人)

サービス名	単位	実績(R2年度は見込み)			計画		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
更生訓練費給付事業	利用者数	0	0	0	0	0	0

### ⑤自動車運転免許・自動車改造費助成事業

自動車運転免許の取得や自動車の改造にかかる経費の一部を助成することにより、身体障がいのある方の自立更生の促進を図ります。今後も適正な事業運営を図るとともに、事業が円滑に行えるよう必要な予算措置に努めます。

表－１９

サービス名	単位	実績 (R2年度は見込み)			計画		
		平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
自動車改造等助成事業	件数	0	0	0	1	1	1

### ⑥重度身体障がい者及び腎臓機能障がい者交通費補助事業

在宅で生活している重度の肢体不自由等の身体障害者手帳交付者（児）及び町外の医療機関に通院し人工透析療法を受けているじん臓機能障がいのある方に対し、交通費の一部を補助することにより、経済的負担の軽減と福祉の増進を図ることを目的としています。今後も適正な事業運営を図るとともに、事業が円滑に行えるよう必要な予算措置に努めます。

表－２０

サービス名	単位	実績 (R2年度は見込み)			計画		
		平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
重度身体障がい者等交通費補助事業	件数	13	15	15	16	16	16

### ⑦心身障がい児等療育施設等訓練通園費補助事業

療育を必要とする児童や精神障がいのある方に対し、機能回復訓練や社会復帰訓練等を行うための施設に通所するための交通費の一部を補助することにより、経済的負担の軽減と福祉の向上を図ることを目的としています。今後も適正な事業運営を図るとともに、事業が円滑に行えるよう必要な予算措置に努めます。

表－２１

サービス名	単位	実績 (R2年度は見込み)			計画		
		平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
心身障がい児等療育施設等訓練通園費補助事業	件数	13	13	12	13	13	13

## ⑧成年後見制度利用支援事業

成年後見制度は、判断能力の不十分な高齢者や認知症の方、障がいのある方に代わり、財産管理や法律行為全般を行う制度です。また、判断能力が十分なうちに、将来判断能力が衰えたときの財産管理や身上監護について、後見人となるべき人と契約しておくことができます。

今後、成年後見制度を必要とする方が増えることが見込まれることから、国の「成年後見制度利用促進計画」に基づき、成年後見制度の周知・啓発活動を積極的に行うとともに、家庭裁判所等の関係機関と連携し、本人の意思や状況を継続的に把握し必要な対応を行う体制や、市民後見人の育成や活動を推進するための体制整備、成年後見等実施機関等の設立支援等、必要な体制の構築を進め、制度の利用促進に努めます。

また、浦幌町では令和2年度に事業実施要綱を見直し、申立てする親族がいない方への町長申立ての実施、申立て費用や成年後見報酬の支払いが困難な方への経費の一部助成など、制度の拡充をしました。今後も制度利用に対する支援の充実に努めます。

表－２２

サービス名	単位	実績(R2年度は見込み)			計画		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
成年後見制度利用支援事業	件数	0	0	0	1	1	1

## 第7章 障がい児福祉サービス（障がい児福祉計画）

### 障がい児福祉サービスの見込量及び必要量確保のための方策

#### （1）障がい児通所支援

本町では、子ども発達支援センターくれよん広場で児童発達支援及び放課後等デイサービスを展開しています。今後も、ニーズの把握に努め、必要な支援が必要な方に行き届くよう、サービスの充実を図ります。

表－23 (単位 利用者数：人、利用量：一人当たり延日数/月)

サービス名	単位	実績(R2年度は見込み)			計画		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
児童発達支援	利用者数	11	11	8	5	6	5
	利用量	22	20	29	20	24	20
医療型児童発達支援	利用者数	0	0	0	0	0	0
	利用量	0	0	0	0	0	0
放課後等 デイサービス	利用者数	19	24	24	28	27	29
	利用量	55	65	80	112	108	116
保育所等訪問支援	利用者数	0	0	0	0	0	0
	利用量	0	0	0	0	0	0

#### （2）障がい児相談支援

本町では、平成26年4月に浦幌町相談支援事業所を開設し、きめ細かい支援の充実に努めております。今後も、支援利用計画の作成やモニタリングの実施を行い、引き続き適切な支援に努めます。

表－24 (単位 利用者数：人)

サービス名	単位	実績(R2年度は見込み)			計画		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
障がい児相談支援	利用者数	32	36	33	33	33	34

## 第8章 総合的な推進体制

### I 地域関係団体との連携体制

---

保健福祉の中核である保健福祉センターを中心として、医療機関、保健所、警察、消防、各種福祉施設等の関係機関及び民生委員・児童委員や社会福祉協議会、各行政区と連携した地域体制の整備に努めるとともに、各種上部関係機関からの指導や積極的な情報収集、相談支援体制の充実に努めます。

### II 地域における相談体制

---

障がいのある方の福祉サービスにあたっては、社会福祉協議会をはじめ町内外の関係機関や施設との連携を一層図り、相談支援事業を効率的に実施していく必要があります。

浦幌町では、平成27年に設置した「浦幌町地域自立支援協議会」を中核に、障がいについての周知や理解に取り組むとともに、相談支援体制や障がいのある方に対する差別の解消等に取り組む、障がい福祉の向上に努めます。

### III サービス提供基盤の整備

---

障がいのある方の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、地域が抱える課題に向き合い、障がいのある方やその家族が地域で安心して生活していけるよう、地域生活支援拠点の整備の推進に努めます。拠点の整備にあたっては、サービス事業所の整備状況等を考慮し、近隣市町村とも協議・連携しながら、共同整備についても検討します。

また、より身近な地域で、障がいがあってもなくても支え合いながら暮らすことができる地域づくりを広げるため、他の福祉施策とも連携し、共生型地域福祉拠点に関する取組の推進に努めます。

### IV 発達障がいのある方・医療的ケアの必要な在宅の方への支援

---

発達障がいのある方やその家族への支援が推進されるよう、また、重症心身障がいや医療的ケアの必要な在宅の方等が、身近な地域において必要な支援が得られるよう、関係機関が連携を図り、地域の支援体制の充実に努めます。

## **V 精神保健福祉・医療施策の充実**

---

精神障がいのある方とその家族が、地域の一員として安心して自分らしく暮らしていけるよう、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム構築の推進に努めます。

## **VI 多様な人材の確保・養成及びサービスの質の向上**

---

サービスの利用相談や計画策定を担う相談支援専門員等、サービスの提供に直接必要な多様な人材の確保・養成を図り、適切で良質なサービスが提供されるよう、研修等を通じ障害福祉サービス・障害児通所支援等の各種サービスの品質向上に努めます。

## 参 考 資 料

### 【障がいの表記】

すべての人が「障がい」の有無に関わらず、お互いの人格と個性を尊重する社会に向けて、一般的に否定的なイメージがある「害」の漢字標記を、法律や固有名詞（例：障害者手帳や障害福祉サービス等）として使用する場合を除いて、「ひらがな」で表記しています。

# 1 浦幌町障害福祉計画・障害者計画策定審議会設置条例

平成18年3月10日条例第3号

改正 平成24年3月12日条例第13号

改正 平成25年12月4日条例第22号

改正 平成30年12月5日条例第28号

(設置の目的)

第1条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第88条第1項の規定に基づく障害福祉計画及び障害者基本法（昭和45年法律第84号）第11条第3項の規定に基づく障害者計画を策定するため、町長の附属機関として浦幌町障害福祉計画・障害者計画策定審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 審議会は、町長の諮問に応じ浦幌町障害福祉計画・障害者計画の策定、その他実施に関し必要な調査審議を行い、町長に答申する。

(組織)

第3条 審議会は、委員12名以内をもって組織する。

2 委員は、保健、医療、福祉関係者及び学識経験者等のうちから町長が委嘱する。

3 委員は、前条に規定する審議が終了し、町長に答申した時点で解任されるものとする。

(会長及び副会長)

第4条 審議会に会長及び副会長1名を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選とする。

3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会の会議は、必要に応じ町長が招集する。

2 審議会の会議の議長は、会長がこれに当たる。

3 審議会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

4 審議会の議事は、出席者の過半数でこれを決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(報酬)

第6条 委員の報酬については、非常勤特別職の職員の報酬等に関する条例（昭和31年浦幌町条例第19号）の定めるところによる。

(費用弁償)

第7条 委員が会議等に出席したとき又は公務により旅行したときは、非常勤特別職の職員の報酬等に関する条例第2条の例により費用弁償を支給する。

(委任)

第8条 第1条から第5条に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

この条例は、公布の日から施行する。

## 2 浦幌町障害福祉計画・障害者計画策定審議会委員名簿

役 職	氏 名	所 属 団 体 名
会 長	山 岸 嘉 平	浦幌町民生(厚生)委員協議会
副会長	五十嵐 友 子	NPO 法人オーディナリーサーヴァンツ
委 員	川 畑 スエ子	身体障害者福祉協会浦幌町分会
委 員	上谷内 加知子	浦幌町手をつなぐ親の会
委 員	高 田 智 子	ぽれぽれ
委 員	橋 本 政 明	浦幌町社会福祉協議会
委 員	上 村 健 二	社会福祉法人うらほろ幸寿会
委 員	米 澤 淑 恵	浦幌ボランティアいちげの会
委 員	北 原 晃 夫	浦幌町商工会
委 員	堀 川 眞 一	特定非営利活動法人 ひだまり
委 員	池 田 哲	浦幌町小・中学校長会
委 員	大 山 佳代子	浦幌町子ども発達支援センターくれよん広場

※任期：令和2年10月21日から令和3年3月2日まで

【事務局】 保健福祉課 課 長 廣 富 直 樹  
 課長補佐 三 宅 正 誠  
 社会福祉係長 長 尾 竜 二  
 社会福祉士 竹 村 祐 佳  
 主 事 補 西 山 翔 汰 朗

### 3 計画策定の経過

名称	日程	議題
浦幌町地域自立支援協議会 ニーズ調査専門部会	令和2年 7月6日 ※書面開催	1 浦幌町障がい者・障がい福祉計画に係るアンケートの内容について 2 今後の予定
アンケート調査	令和2年 7月30日 ～8月7日	配付数 335件 回答数 153件 回答率 45.67%
第1回浦幌町障害福祉計画・ 障害者計画策定審議会	令和2年 10月21日	1 委嘱状交付 2 会長及び副会長の互選について 3 浦幌町障がい者・障がい福祉計画策定に係る諮問について 4 審議事項 (1) 計画策定の概要について (2) 計画策定のスケジュールについて (3) アンケート結果について
第2回浦幌町障害福祉計画・ 障害者計画策定審議会	令和2年 11月18日	1 審議事項 (1) 現行計画の実績について (2) 次期計画の方針について
第3回浦幌町障害福祉計画・ 障害者計画策定審議会	令和3年 1月19日	1 審議事項 (1) 素案について (2) パブリックコメントの実施について (3) 今後のスケジュールについて
パブリックコメント	令和3年 1月25日 ～2月19日	意見数 3件
第4回浦幌町障害福祉計画・ 障害者計画策定審議会	令和3年 3月2日	1 審議事項 (1) パブリックコメントの実施結果について (2) 計画(案)について (3) 答申(案)について
浦幌町障害福祉計画・障害者 計画策定審議会答申	令和3年 3月2日	「浦幌町障がい者計画(案)・浦幌町障がい福祉計画(案)」の答申(役場応接室)

## 4 諮問書・答申書

### ◆諮問書

浦保福第832-3号  
令和2年10月21日

浦幌町障害福祉計画・障害者計画  
策定審議会 会長 山 岸 嘉 平 様

浦幌町長 水 澤 一 廣

### 諮 問 書

障害者基本法に基づく平成26年度策定の浦幌町障がい者計画（第2期）及び障害者総合支援法に基づく平成29年度策定の浦幌町障がい福祉計画（第5期）が令和2年度をもって計画期間が終了することから、次期計画となる浦幌町障がい者計画（第3期（令和3年度～令和8年度））及び浦幌町障がい福祉計画（第6期（令和3年度～令和5年度））を策定するものです。

つきましては、両計画の策定にあたり、浦幌町障害福祉計画・障害者計画策定審議会設置条例（平成18年町条例第3号）第2条の規定に基づき貴審議会の意見を求めたく、諮問します。

### 記

#### 諮問事項

浦幌町障がい者計画（第3期）及び浦幌町障がい福祉計画（第6期）の策定、その他実施に関し必要な調査審議を行い、町長に答申する。

◆答申書

令和3年 3月 2日

浦幌町長 水 澤 一 廣 様

浦幌町障害福祉計画・障害者計画  
策定審議会 会長 山 岸 嘉 平

浦幌町障がい者計画（第3期）及び浦幌町障がい福祉計画（第6期）  
について（答申）

令和2年10月21日付け浦保福第832-3号で諮問のありました浦幌町障がい者計画（第3期）及び浦幌町障がい福祉計画（第6期）の策定その他実施に関し必要な調査について、慎重に審議した結果、その内容は適正であると認め、次の意見を付して答申します。

記

- 1 障がいの有無にかかわらず、誰もが安心して暮らせるよう、基本理念に掲げる「障がいに理解のある 地域で創る 安心なまちづくり」を目指し、計画の着実な推進に努めていただきたい。
- 2 計画の推進にあたっては、浦幌町地域自立支援協議会において進捗状況を定期的に把握し、分析・評価に基づいた適切な運用に努めていただきたい。

（経過）

- |          |               |
|----------|---------------|
| 第1回策定審議会 | 令和2年10月21日（水） |
| 第2回策定審議会 | 令和2年11月18日（水） |
| 第3回策定審議会 | 令和3年1月19日（火）  |
| 第4回策定審議会 | 令和3年3月2日（火）   |

## 5 用語説明

---

### 【ノーマライゼーション】

障がいのある方や高齢者を隔離せず、すべての人が地域でともに生活できるようにするのが当然だとする考え方。障がいのある方の住居、教育、労働、余暇等の生活条件を、可能な限り障がいのない人の生活条件と同じにする（＝ノーマルにする）こと。

### 【PDCAサイクル】

Plan（計画）、Do（実行）、Check（評価）、Action（改善）を繰り返すことによって、業務を継続的に改善する手法のこと。

### 【浦幌町地域自立支援協議会】

障がいのある人が自らの意思に基づき、主体的に地域社会に参加し、自立した生活を送ることができることを目指すため、障害者総合支援法第 89 条の 3 の規定に基づき、中核的な役割を果たす協議の場として設置された機関のこと。

福祉サービス事業者、保健・医療関係者、教育・雇用関係者、福祉団体関係者、学識経験者、相談支援事業者などから構成される。

### 【ユニバーサルデザイン】

年齢や障がいの有無等にかかわらず、最初からできるだけ多くの人を対象にした平等性がある普遍的なデザインのこと。なお、「バリアフリー」とは、障がいのある方や高齢の方等、特定の人に対する特別な対策を意味する。

### 【災害時個別支援計画】

避難に支援を必要とする人が、住む地域の特性や個々の状態に応じて、災害時に迅速かつ適切な避難行動がとれるようにするための計画のこと。避難方法や対応する支援者、支援に関する必要事項等を事前に定めておく。

### 【居住系サービス】

入所施設等で住まいの場におけるサービスのことで、共同生活援助（グループホーム）、施設入所支援等のサービスがある。

### 【日中活動系サービス】

入所施設等で昼間の活動を支援するサービスのことで、生活介護、自立訓練（機能訓練・生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援（雇用型・非雇用型）等のサービスがある。

### 【訪問系サービス】

在宅で訪問を受けたり、通所等で利用するサービスのことで、居宅介護、重度訪問介護、行動援護、重度障がい者等包括支援等のサービスがある。

### 【地域生活支援拠点】

障がいのある方の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据えた、居住支援のための機能を持つ支援体制のこと。

厚生労働省では、5つの機能（相談、緊急時の受入れ・対応、体験の機会・場、専門的人材の確保・養成、地域の体制づくり）を柱としており、地域の実情に応じた創意工夫により整備し、障がいのある方の生活を地域全体で支えるサービス提供体制の構築を目指すものとしている。

### 【共生型地域福祉拠点】

日常生活で様々な支援が必要な場面において、公的サービス以外に、住民同士がお互いに助け合い、支え合うための取組み（共助）に導く拠点のこと。

支援する側と支援される側（障がいのある方、高齢の方等）という双方向の関係ではなく、誰もが一住民として参画する中で地域課題を見だし、支援を受ける側も役割を持ち、可能な共助に主体的に参画するための機能を持つ。

また、支援を必要とする方の状況に応じ、公的サービスの適用や専門機関へのつなぎといった機能を併せ持ち、拠点運営をコーディネートする人材により、一連の取組支援や関係機関との連携を図る。

### 【地域包括ケアシステム】

精神障がいのある方が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、医療、障がい福祉・介護、住まい、社会参加（就労）、地域の助け合い、教育が包括的に確保された支援体制のこと。

なお、本書では、“高齢期におけるケアを念頭に論じられている地域包括ケアシステムの考え方を、精神障がいのある方へのケアにも応用したもの”を指し、高齢期の地域包括ケアシステムとは異なる。

## 6 「第5章 指定障害福祉サービス」の解説

---

### 【自立生活援助】

入所施設等から一人暮らしへの移行を希望する方の理解力、生活力を高めるため、一定の期間にわたり定期的な巡回訪問、随時の対応等の支援を行う。

### 【共同生活援助（グループホーム）】

夜間や休日、共同生活を営む住居で、相談、入浴、排せつ及び食事の介護や日常生活上の援助を行う。

### 【施設入所支援】

施設に入所している方に、夜間や休日において入浴、排せつ、食事等の介護、生活等に関する相談及び助言その他の必要な日常生活上の支援を行う。

### 【療養介護】

医療と常時介護を必要とする方に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活上の世話を行う。また、療養介護のうち医療に係るものを療養介護医療として提供する。

### 【生活介護】

常時介護を必要とする方に、昼間において障がい者支援施設等で入浴、排せつ及び食事の介護、創作的活動及び生産活動の機会等を提供する。

### 【自立訓練（機能訓練）】

自立した日常生活や社会生活を営むことができるように、一定期間、身体機能向上のために必要な訓練を行う。

### 【自立訓練（生活訓練）】

知的・精神障がいのある方に対して自立した日常生活や社会生活を営むことができるように、一定期間、生活能力向上のために必要な訓練を行う。

### 【宿泊型自立訓練】

自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、一定期間、居住の場を提供して、生活能力等の維持・向上のための訓練を行う。

### 【就労移行支援】

一般企業等への就労を希望する 65 歳未満の方に、一定期間、生産活動やその他の活動の機会の提供、就労に必要な知識や能力向上のために必要な訓練を行う。

### 【就労継続支援（A型）】

利用者と事業者が雇用関係を結び、働く場を提供するとともに、知識及び能力向上のために必要な訓練を行う。北海道の定める最低賃金が保証される。

### 【就労継続支援（B型）】

一般企業への就労が困難な方に、働く場を提供するとともに、知識及び能力向上のために必要な訓練を行う。

### 【就労定着支援】

就労に伴う生活面の課題に対応できるよう、事業所や家族との連絡調整の支援を行う。

### 【短期入所(ショートステイ)】

居宅で介護を行う人が病気等の場合に短期間施設に入所し、入浴、排せつ及び食事の介護等を行う。（福祉型：障がい者支援施設等、医療型：病院・介護老人保健施設）

### 【居宅介護】

居宅において入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事を行う。

### 【重度訪問介護】

重度の肢体不自由により常時介護を必要とする方に対し、入浴・排せつ・食事等の介護、調理・洗濯・掃除等の家事及び外出時の移動中の介護を総合的に行う。

### 【同行援護】

視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する方等の移動時及びそれに伴う必要な移動の援護、視覚的情報の支援を行う。

### 【行動援護】

常時介護が必要な知的・精神障がいのある方が行動する際に生じ得る自傷、異食、徘徊等の危険を回避するために必要な援護や外出時の移動中の介護を行う。

### 【重度障がい者等包括支援】

常時介護を必要とする障がいのある方等で意思疎通や行動上に著しい困難がある方に対して、居宅介護等複数の障害福祉サービスを包括的に行う。

### 【計画相談支援】

障害福祉サービスを利用する方の心身状況等を勘案し、利用する障害福祉サービスに係るサービス等利用計画を作成するとともに、利用状況を検証し、サービス等利用計画の見直しを行う。

**【地域移行支援】**

施設等に入所している等、地域における生活に移行するために重点的に支援を必要としている方に対して、住居の確保等の地域生活に移行するための相談や必要な支援を行う。

**【地域定着支援】**

単身等で生活する方に対し、常に連絡がとれる体制を確保し、緊急に支援が必要な事態が生じた際に、緊急訪問や相談等の必要な支援を行う。

## 7 「第6章 地域生活支援事業」の解説

---

### 【相談支援事業】

障がいのある方等からの相談に応じ、障がいのある方の福祉や生活支援等に係る相談支援、障がい福祉サービスの利用に伴う必要な情報提供、事業者の紹介やサービスの調整等の援助を行う。

### 【意思疎通支援事業】

聴覚障がいのある方等の意思疎通を図るため、手話通訳者等の派遣や要約筆記サービスの提供を行う。

### 【日常生活用具給付等事業】

日常生活上の便宜を図るため、ストーマ装具や特殊寝台といった日常生活支援用具を給付する。

### 【移動支援事業】

屋外での移動が困難な方に、社会生活上必要不可欠な外出等のための援助を行う。

### 【地域活動支援センター事業】

創作的活動または生産活動の機会を提供するとともに、社会との交流促進等の支援を行う。

### 【日中一時支援事業】

介護者が病気等のとき、障がいのある方に日中の活動の場を提供し、見守り、社会に適応するための日常的な訓練等を行う。

### 【生活サポート事業】

障害福祉サービスの介護給付支給決定を受けられない方に対し、居宅介護従事者を派遣し、日常生活に関する支援や家事援助を行う。

### 【生活支援事業】

障がいのある方に対し、日常生活上必要な指導、社会復帰に関する情報提供や活動支援を行う。

### 【更生訓練費給付事業】

障がい者支援施設等で自立訓練又は就労移行支援による訓練を受けている人に対し、更生訓練費の支給を行う。

#### **【自動車運転免許取得・自動車改造費助成事業】**

重度の肢体不自由による身体障害者手帳所持者で、免許の取得、自動車の一部改造により社会参加が見込まれる人に対し、直接要した費用のうち 20 万円を限度に助成を行う。

#### **【重度身体障がい者及び腎臓機能障がい者交通費補助事業】**

在宅で生活している身体障害者手帳所持者で、下肢又は体幹の障がいの程度が 1～3 級、または乳幼児期以前の非進行性脳病変による運動機能障がいのうち移動機能障がいのある方に対し、タクシー等の運賃の一部を補助する。

また、腎臓の機能障がいを更生するため、居住地以外の市町村に所在する医療機関に通院し、人工透析療法による医療の給付を受けている方に対し、交通費の一部を補助する。

#### **【心身障がい児等療育施設等訓練通園費補助事業】**

療育を必要とする児童や精神障がいのある方に対し、機能回復訓練や社会復帰訓練等を行うための施設に通所するための交通費の一部を補助する。

#### **【成年後見制度利用支援事業】**

障がい等により判断能力が不十分で、かつ身寄りがない等の理由で親族等による後見等開始の審判の申立てができない方について、市区町村長が代わって申立てを行う、または、成年後見制度を利用するにあたり費用を負担することが困難な人に対し、自治体が審判の申立てにかかる費用及び後見人等への報酬の助成を行う。

## 8 「第7章 障がい児福祉サービス」の解説

---

### 【児童発達支援】

障がいのある未就学の児童に対し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与及び集団生活への適応訓練等を行う。また、児童発達支援のうち肢体不自由の障がいのある児童への治療に係るものを医療型児童発達支援として提供する。

### 【医療型児童発達支援】

肢体不自由の障がいのある児童を通所させて、日常生活の基本的動作の指導や、知識や技能の付与等の訓練を行うことと併せて、治療を行う。

### 【放課後等デイサービス】

障がいのある就学中の児童に対し、放課後や長期休業中において、生活能力向上のために必要な訓練及び社会との交流の促進等を行う。

### 【保育所等訪問支援】

障がいのある児童が保育園等での集団生活に適應することができるよう、その児童の身体や精神の状況、置かれている環境に応じて適切かつ効果的な支援を行う。支援には訪問支援員が当たる。

### 【障害児相談支援】

障がいのある児童が障害児通所支援（児童発達支援・放課後等デイサービス等）を利用する前に障害児支援利用計画を作成し、通所支援開始後、一定期間ごとにモニタリングを行う（継続障害児支援利用援助）等の支援を行う。

## 9 本計画に係る法令等の解説

障害者基本法	
施行	昭和 45 年
最終改正	平成 25 年
目的	全ての国民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するため、障がい者の自立及び社会参加の支援等のための施策の基本となる事項を定めること等により、障がい者の自立及び社会参加の支援等のための施策を総合的かつ計画的に推進すること。

障害者総合支援法 (正式名称：障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律)	
施行	平成 18 年（平成 25 年に「障害者自立支援法」から改称）
最終改正	令和 2 年
目的	障がい者及び障がい児が基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう、必要な障害福祉サービスに係る給付、地域生活支援事業その他の支援を総合的に行い、もって障がい者及び障がい児の福祉の増進を図るとともに、障がいの有無にかかわらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与すること。

身体障害者福祉法	
施行	昭和 25 年
最終改正	平成 30 年
目的	身体障がい者の自立と社会経済活動への参加を促進するため、身体障がい者を援助し、及び必要に応じて保護し、もって身体障がい者の福祉の増進を図ること。

知的障害者福祉法	
施行	昭和 35 年
最終改正	平成 30 年
目的	知的障がい者の自立と社会経済活動への参加を促進するため、知的障がい者を援助するとともに必要な保護を行い、もって知的障がい者の福祉を図ること。

<b>精神保健福祉法</b> (正式名称：精神保健及び精神障害者福祉に関する法律)	
施行	昭和 25 年（平成 7 年に「精神保健法」から改称）
最終改正	令和元年
目的	精神障がい者の医療及び保護を行い、その社会復帰の促進及びその自立と社会経済活動への参加の促進のために必要な援助を行い、その発生の予防その他国民の精神的健康の保持及び増進に努めることによって、精神障がい者の福祉の増進及び国民の精神保健の向上を図ること。

<b>児童福祉法</b>	
施行	昭和 22 年
最終改正	令和 2 年
目的	全て児童は、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され、保護されること、その心身の健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉を等しく保障される権利を有することを定めた法律。

<b>障害者差別解消法</b> (正式名称：障がい者による差別の解消の推進に関する法律)	
施行	平成 28 年
最終改正	改正なし
目的	障がい者による差別の解消を推進し、全ての国民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資すること。

<b>障害者虐待防止法</b> (正式名称：障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律)	
施行	平成 24 年
最終改正	平成 28 年
目的	障がい者に対する虐待の禁止、障がい者虐待の予防及び早期発見その他の障がい者虐待の防止等に関する国等の責務、障がい者虐待を受けた障がい者に対する保護及び自立の支援のための措置、養護者による障がい者虐待の防止に資する支援等に関する施策を促進し、障がい者の権利利益の擁護に資すること。

<b>障害者雇用促進法</b> (正式名称：障害者の雇用の促進等に関する法律)	
施行	昭和 35 年
最終改正	令和元年
目的	障がい者の雇用の促進や、雇用の分野における障がい者と障がい者でない者との均等な機会及び待遇の確保、障がい者がその能力に適合する職業に就くこと等を通じた自立促進のための措置などを総合的に講じ、障がい者の職業の安定を図ること。



## 浦幌町障がい者計画

第3期計画〔2021(令和3)年度～2026(令和8)年度〕

## 浦幌町障がい福祉計画

第6期計画〔2021(令和3)年度～2023(令和5)年度〕

発行日／令和3年3月

発行／北海道十勝郡浦幌町

編集／浦幌町保健福祉課

〒089-5621 北海道十勝郡浦幌町字北町8番地1

(浦幌町保健福祉センター内)

TEL (015) 576-5111

FAX (015) 576-5222

E-mail hukusi@urahoro.jp

